

第10回新型コロナウイルスワクチン接種にかかる  
事故の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会

---

招集年月日 令和5年 3月14日(火)

招集の場所 高取町役場 議場

開閉会日時及び宣言

開会 令和5年 3月14日 午前 10時00分

閉会 令和5年 3月14日 午後 3時44分

---

出席議員(8名)

6	番 委員長	新 澤 良 文 君
1	番 副委員長	森 川 彰 久 君
2	番	西 川 侑 老 君
3	番	谷 本 吉 巳 君
4	番	松 本 圭 司 君
5	番	野 口 勝 也 君
7	番	森 下 明 君
8	番	新 澤 明 美 君

---

欠席議員(0名)

---

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 新 田 靖 幸

---

午前 10時00分 開会

○委員長（新澤良文君） 皆さん、おはようございます。ただ今から、令和5年高取町議会新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会を始めます。ただ今より、第10回新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会を開催いたします。本日の出席委員は、8名中8名でございます。本日の日程に入ります前に、本委員会の新型コロナウイルス感染症拡大防止策についてを申し上げます。本委員会においては、長時間の密閉空間を避けるため適宜休憩をとり、議場の換気を行います。委員会中はマスク等の着用をお願いいたします。また、発言時においては飛沫感染防止の観点から飛沫防止シールドを設置している壇上や質問者席等のみマスク等を外してご発言いただけます。傍聴人の方をはじめ町議会に係る皆様の健康と安全を最優先に考え、感染拡大防止につながる行動にご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、令和3年9月から、このワクチン接種に係る事件・事故について調査を開始し、約1年半が経過いたしました。調査により真相を究明してきたところですが、関係者の証言の中で、記憶にないと繰り返すことがたくさんあり、詳細な真相究明には困難を極めている部分もあります。また、高取町役場の組織運営が隠蔽体質であり、行政機関として大事な決断が密室の中で行われ、その問題点を隠蔽してきたことがうかがえる状況が浮かび上がってきております。昨年9月20日と12月8日に開催した本委員会では、これまでの調査結果をもとに山下弁護士が法律家としての観点から作成された報告書案をもとに委員の皆様とともに、これまでの調査により明らかになった事実をもとに、本委員会が作成する報告書を作成するために検討してまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

本日検討する事項は、①中川町長の政治的責任について、委員の皆さんの見解を伺います。②森下議会運営委員長には、中川町長などの損害賠償責任について検討いただいておりますので、その経過報告をお願いいたします。③東副町長の政治的責任について、委員の皆さんの見解を伺います。④町幹部職員の責任について、委員の皆さんの見解を伺います。武平総括参事、芦高総務課長、榊井福祉課長、石尾総合政策課課長、前田総合政策課課長補佐、植山保健センター所長、江口主査、松本保健師、濱坂保健師、藤原保健師、以上でございます。⑤刑事告発について、石尾総合政策課長、前田総合政策課長補佐、江口主査の偽証罪について、委員の皆さんの見解を伺います。以上5件の事案について確認してまいります。

それでは、まず1つ目に、不信任決議について、中川町長の不信任決議について、委員の皆さんに伺います。地方自治法第178条には、町村長の不信任議決は、議会が町村長に対し、重大な行政上の問題について、その責任を追及する手段として、あるいは、行政執行能力からして、町村行政を任せることができないとの判断に立って、町村長を信任することができない旨を議決することであると規定されています。この度のコロナワクチン接種にかかる接種事故、接種事件は高取町民に多大な心配とご迷惑をかけ、財政的にも補助金が下りるといふものの甚大な損失を負わせたことは言うまでもありません。また、調査をはじめから1年以上経ったこの期に及んでも、町民にとって、命に関わるようなとても重要な判断を下した経緯を覚えていないの一言で済ませています。私は、このような極めて重大な判断を下したことを忘れるはずはないと考えていますが、各委員の皆さんの中には、本当に覚えていないのではないかとのご意見があることも伺っております。しかしながら、もし、本当に町民の命に関わるような重大な判断を覚えておらないのであれば、今後、高取町政を中川町長にお任せすることはできないと私は考えていますが、委員の皆さんのご意見を確認いたしますので、順番にお考えをご説明いただきますようお願いいたします。まずは、8番、新澤委員、よろしくお願いいたします。

○8番（新澤明美君） それでは、8番新澤から意見を言わせていただきます。町長の責任という問題に関しましたら、これまでの調査の中で、明らかになった事から見ますと、まず、一番最初の、ちょっと失礼します。これ外しますね。一番最初の注射器が1本余ったという事案の時に、きちんとした対応ができなかったと、それも、隠蔽をすると、保健師の意見も聞かないと、あれは、まあ、本当に重大な責任があると考えています。そのあと、再冷凍の問題、あと、温度管理の問題、これらについては、ファイザー社の判断のもとで、町長自身が、保健師の言葉をさえぎって、深く調査を、再調査をせず、判断をしたということも大きな責任だと思っております。で、最終的、最後の温度調整につきましても、全くほかの管理職含めて、十分な管理ができていなかったというふうには、私は考えております。まあ、とにかく、町長といたしましては、最高責任者としての、一番の責任があると思っております。しかしながら、私は、不信任というふうには、考えておりません。しかし、それに値するような、重大な形で責任を取っていただきたいと考えております。以上です。

○委員長（新澤良文君） すいません、新澤委員。それに値するような具体的な対応というか、提案がございましたら、お聞かせください。

- 8 番（新澤明美君） 1 つは、なかなか、その、責任を取るというのは、まあ、なんか難しいと思いますが、住民の皆さんに当然、説明をしていくことは、まず、第一であると思っております。そして、形として、やはり、検査費用がかなりかかった訳ですので、その費用に対して、町長が一番多い金額として、自らの給与からその分を一定出すべきだと私は思っております。以上です。
- 委員長（新澤良文君） はい、あの、その、あとの、その、お金の問題については、後ほど出てくるんですけども、それは、それとしまして、あの、新澤議員としては、その、不信任あるいは辞職勧告等々の政治的責任について、僕は、今回は、お尋ねしてるんですけど、その辺については、取る必要はないということでございますか。
- 8 番（新澤明美君） そう思っております、はい。
- 委員長（新澤良文君） それでは、7 番森下委員よろしくお願いたします。
- 7 番（森下 明君） 本案件に対する、町長に対する責任をどう議会として求めるかということであろうかと思いますが、当然、本事案において、町長のとった方向性あるいは発言等問題が多い、責任は重いということは、十分に把握しておりますし、これまでもそういう観点から発言をしてまいりました。町長、辞職勧告あるいは不信任案という案件については、私も不同意ということで、そういう責任を求めるとことはございません。以上です。
- 委員長（新澤良文君） 森下議員にお尋ねいたします。町長の政治的責任はないということでもよろしいですか。
- 7 番（森下 明君） 政治的責任というか、町長として、当然下した判断っていうことについては、間違っていたということで、そういう部分での、個人としての責任は取っていただかなければならないというふうに思います。それは、町長が自らが判断して、その責任を表していただくべきものというふうに考えています。
- 委員長（新澤良文君） すいません。あの、ここで今私が問うてんのは、損害賠償の問題は、後ほど、また、委員の皆様は 1 人ずつ意見を聞かしていただいております。今、私が問わせていただいているのは、不信任あるいは辞職勧告等、町長の政治的責任について、のことでございますんで、お金の問題はね、あとで、また、皆さんにご意見を賜りたいと思います。森下委員におかれましては、政治的責任は一切ないということで、よろしいですか。
- 7 番（森下 明君） 一切ないというよりも、そういう責任については、私は、問うつもりはないというふうに申し上げております。あくまでも、町長本人、個人が自分自身の責任をあらわにさせていただく、自分で示していただくべき問題やという

ふうに私は考えております。

○委員長（新澤良文君） これまで、百条委員会で、真相究明してきた訳でございますけれども、その中でね、まあ、事実か、真実が明らかになってきた中で、それでも、議会としては、何の責任も町長に問わずにね、あの、町長の責任においては、町長個人に、個人の判断に任せると、議会としては、そういった責任については、追及しないと、町長に対して、責任を負わせる判断をしないということによろしございますか。

森下委員。

○7番（森下 明君） 何回も申しております。町長自らが、この問題に対する責任を自分自身で表明すべきというふうに考えております。

○委員長（新澤良文君） そうであるならば、今までやってきた、この百条委員会っていうのは何だったのかなという部分ございまして、あの、例えばね、辞職勧告あるいは不信任等々を、まあ、そこまでの判断にはいたらないとはいえ、そういう考えがあったとはいえ、この百条委員会で追及してきたこと、議会としてね、何の責任も、政治的責任も町長に求めないというのは、これは、僕はいかがなものかと、例えば、言葉の中で、今、森下議員がおっしゃりましたけれども、中川町長、ご本人が、個人的に、ご自身で考えられるということは、これ、まあ、僕はちょっと違うと思うんですけども、その辺は、議会としてね、この委員会として、これ事実が明らかになってきていることで、中川町長は、最高責任者としての責任だけじゃなしに、ご本人の判断のもと、たくさんの事案において、町民の命あるいは健康を危険に晒したという罪は極めて重いと思いますけれども、その分に関しても、責任については、議会としては、何の責任も問わずに、ご本人にお任せするという、そういうことによろしございますか。

森下委員。

○7番（森下 明君） はい、あの、私たち、あの、初めは、百条議会、そのあと、百条委員会という協議の中で、本案件の真実を追求する、真実を探るということで、協議を進めてきたいというふうに思っています。で、その都度、そういう1つ1つの問題についても意見を申し上げ、責任についても申し上げ、十分、そやから、町長に対しては、この案件に対する責任はあるというふうに申し上げてきております。これは、変わりません。その中で、町長に辞職勧告するあるいは不信任案を突き付けるというところには、私はいたらないというふうに判断いたしております。先ほどから申し上げております答えは変わりません。

○委員長（新澤良文君） はい、わかりました。承知しました。委員の皆様申し上げます。あの、賠償問題等、私が今問うてんのは、政治的責任の問題でございます。その辺は、はき違えないように、よろしく答弁のほうをお願いいたします。次に、5番、野口委員、よろしくをお願いいたします。

野口委員。

○5番（野口勝也君） はい、私は、中川町長の今までの百条議会、また、委員会での、発言等に関しては、尊重したいと思っております。町長の判断、それに対しては、重大な責任はあると考えております。しかしながら、不信任案または辞職勧告といったようなものは、必要ではないと、私は考えます。以上です。

○委員長（新澤良文君） はい、野口委員に一言だけお伺いいたします。町長の判断、意見を尊重するという意味がちょっと理解できないんで、ちょっとだけ説明をお願いいたします。

野口委員。

○5番（野口勝也君） 申し訳ありません。説明不足でした。あの、その時の、状況、状況というか、私はどう答えたかわからないとか、そういった、あの、委員長がおっしゃられたような曖昧な発言ですね。そういったことに関しては、実際、その時のことと、どんな言葉で、会議の中で言ったのかとか、どういうことを部下に伝えたのか、ということに関して、覚えていませんということを私は尊重したいと思っております。

○委員長（新澤良文君） 尊重というのは、信じるということによろしございますか。

○5番（野口勝也君） 信じるということです。

○委員長（新澤良文君） はい、あの、重ねてお尋ねいたします。で、あるならばね、もし、本当に町民の命に関わるような、重大なその時の判断ですよ、町長の。そのことを覚えておられないのであれば、今後高取町政を中川町長にお任せすることは、危ういと私は考えていますが、その辺については、野口委員は、どのようにお考えですか。

野口委員。

○5番（野口勝也君） 私は、そこまでは、考えておりません。

○委員長（新澤良文君） はい、あの、この、例えば、針刺し事案あるいは再冷凍の事案等々、町長はどういった部分で覚えていないと、記憶にございませんって、答弁をされておるかと言うと、その時の決断にいたった、例えば、針刺し事故であれば、これは、公開しないでおこう、黙っておこう、ちょっと言い方悪いですけども、

週刊新潮の記事をそのままね、引用させていただくと、隠蔽しておこうという判断にいたった、その、判断された部分に対してね、重大な、その、町長の決断、判断のもとに、この針刺し事故は、町民の皆さんの健康あるいは命に関わるような事案でありながら、週刊新潮が発売されるまで、隠蔽していたという事実について、この部分についても、判断の基準あるいはその次の日に、町幹部たちがね、町長を、町長に対して、やはり、あれは、公開して、町民の皆さんの安全のためにも検査をしましょうよと進言した部分についてもね、記憶にございませんということでございますけども、そして、再冷凍の件でも、そうなんですけども、そういう、町長の判断が、公開するあるいは再冷凍ワクチンであれば、再冷凍ワクチンを使う等々の、その時の判断をした時のことをね、覚えていないとおっしゃってるんですけども、そういう町民の大事な大事な町民のね、命や健康に関わることの判断を下した時の記憶がないということ、このことについて、私は、中川町長は、本当に記憶にないということであれば、このまま町政運営を任せておくには、危ういと考えますが、野口委員は、どう思われますか。

野口委員。

○5番（野口勝也君） その時のですね、中川町長の判断は、確かに、あとから考えれば、間違っていたと思いますと中川町長も実際に発言されております。その、判断に対しては、確かに間違っていると思うんですけども、その時ですね、隠蔽しようという考えで、それを判断をくだされたのか、というのは、そこまでは、私は、中川町長の心の奥底までは計り知れないと思っております。ですから、あの、百条議会、百条委員会で述べられた証言がですね、それが、もう、全てだと思っております。以上です。

○委員長（新澤良文君） はい、あの、覚えていない、記憶にございませんという言葉について、まあ、そらそうなんやろなど、記憶にもない、覚えてないということ、野口議員は、お信じになられるということで、まあ、重ねて、その、重大な判断が、今後、高取町政でやる時でも、この覚えていないということは、そんなに記憶がない方であればね、大丈夫かなっていう心配が僕はあるんですけども、それも問題ないと、大丈夫やということで、よろしございますか。

野口委員。

○5番（野口勝也君） 確かに、あの、その時の判断は間違っておられたと、重大な、町長に、重大な責任があると考えております。しかしながら、また、それは、改めて、これから、気を引き締めて、町政に携わっていただければいいのではないかと

私は考えております。以上です。

○委員長（新澤良文君） はい、ありがとうございました。では、次に、4番、松本委員。

松本委員。

○4番（松本圭司君） それでは、発言させていただきます。町長の責任問題につきまして、7月の11日の注射器が1本余る。それと、7月21日にリベルテホールで接種したワクチンについて、16日に保健センターから持ってきて、再冷凍に当たるワクチンを打ったと、それと3つ目は、温度管理ができていない冷蔵庫から、出したワクチンを接種した。私は、この3件で、各町長の責任については、違うと思います。で、まず、7月11日の注射器が1本余ると、この事案につきましては、まあ、色んな経過、状況から判断しますと、やはり、経過観察をしようというふうな状況が色々あって、で、その結果、町長が経過観察をしようという判断をされた。これにつきましては、町長の重大なる判断ミスがあるというふうに考えます。そのほか、再冷凍、それと温度管理ができていないワクチンについては、町幹部の体制、やり方について問題があったと、これについては、町長の、においては、まあ、監督責任、管理責任はあるというふうに私は、考えます。よりまして、まあ、この3件を考えますと、まあ、政治的な責任、まあ、これ一部はあると思いますが、不信任案を出す、退職勧告をするというような事案には、私は、相当しないと考えます。以上です。

○委員長（新澤良文君） はい、松本委員にお尋ねいたします。政治的責任について、一部はあるという、その一部の責任の取り方については、どうお考えですか。

○4番（松本圭司君） 一部の責任というのは、管理責任、管理監督責任で、私は十分やと考えます。

○委員長（新澤良文君） はい、その管理監督責任をどういうふうに議会として、町長に問うていったらよろしいでございませうか。

松本委員。

○4番（松本圭司君） 私が、まあ、あとで出てくるんでしょうけども、町長自らのご判断にお任せするという考えで、おります。で、この、議会というのは、まあ、先ほども言われてますけども、どんな経過があって、事実、こういう事実が出てきましたと、これに対して、行政に対して、こういう是正をしてくださいというところで、行政のほうに提示をする、提案するというところまでで、いいというふうに私は考えています。

○委員長（新澤良文君） 最後に1つお尋ねします。議会というのは、二元代表制を行使してね、行使と言いますかね、その、まあ、議会、町長あるいは行政のチェック機関ということでございまして、その中で、今回のような、事件、事故が発生した中でね、百条委員会、百条議会ということで、真相究明をしてきたわけでございますけども、その中で、町長ご自身にも、相当な責任があると、この事案のほとんどが町長の責任ということは明らかになってきているわけでございますが、そんな中で、議会として、政治的責任を町長に問わなくてもよいとお考えですか。

松本委員。

○4番（松本圭司君） はい、議会として問う必要はないと、ただ、ご本人の判断を尊重するというところで、私はいいというふうに考えています。

○委員長（新澤良文君） 議会としては真相究明はしてきて、町長の責任までは、責任も出てきたという中で、責任までは、出てきたんだけど、その、責任の取り方あるいはそういう部分に関しては、議会として、お示しするんじゃないしに、町長ご自身が判断をすると、町長ご自身の判断に任せるということで、そういうことでよろしございませうか。

○4番（松本圭司君） そのとおりでございます。

○委員長（新澤良文君） はい、わかりました。3番、西川委員。谷本さんおったんや、ごめん。3番、谷本委員。

○3番（谷本吉巳君） それでは、私の考えを申し述べたいと思います。これまでの百条議会、百条委員会の中で、今回の新型コロナワクチン接種事業に対する、事実関係が明らかになってまいりました。

○委員長（新澤良文君） 谷本委員、ポケット手突っ込んで違うわな。

○3番（谷本吉巳君） いや、なんもしてません。明らかになってまいりました。その中で、ワクチン対象接種事業を進めるに置いて、関係者、担当者が必要最低限の知識のないまま、見切り発車してしまったということが、まあ、大きな要因ではないかというふうに思います。そしてですね、あの、シリンジが1本余った件について、会議が開かれた結果、最終的に、町長が様子を見ましようということで、終わってしまって、これが、まあ、隠蔽されてたということは、極めて町長の責任は重いというふうに私は思いますが、町長の身の処仕方についてはですね、町長は、まあ、具体的に、報酬20パーセント6カ月ということで、まあ、表明されたこともありますけれども、あ、1年ですかね。で、私としては、町長の責任は、極めて重いですが、例えば、報酬をいくらカットしなさいとか、例えば、退職金を返納しな

さいとかは、具体的に議会として決める必要はないのではないかと、身の処仕方は、町長本人が考えて、表明すべきであるというふうに思います。以上です。

○委員長（新澤良文君） 朝からも何度も何度も同じように説明させていただいたんですけどもね、お金の話はあとで出てくるんですよ。今はね、私もう一度初めから読みますね。いきますよ、谷本委員。私の活舌が悪いからね、聞き取りにくかったんかもしれませんので、もう一度読まさせていただきます。本日検討尾する事項は、①中川町長の政治責任について②森下議会運営委員長にお任せしている、中川町長などの損害賠償責任について③東副町長の政治的責任について④町幹部職員の責任について⑤刑事告発についてでございます。今、あの、お金の問題等々されたわけなんですけども、それは、2番目に出てくる問題でございます。今、私が問うてんのは、百条委員会、百条議会をやっている中でね、中川町長、昨日遅くまで、一緒に話されてましたね、その中川町長がね、中川町長の判断あるいは中川町長ご自身の責任において、今回、町民、3000人、具体的な数字言いましょか。約3000人近い町民の方の命を、命や健康被害というのを危険に晒したということは、極めて、重い政治的責任があると、私は、判断したので、委員の皆さんに、委員の皆さんのご意見をお聞かせくださいと、政治責任について問わせてもらってます。わかっていただけましたか。それじゃあ、その、政治的責任について、お答えください。

○3番（谷本吉巳君） 中川町長の政治的な責任、まあ、政治的責任もあります、行政トップとしてのですね、責任も含めて、極めて重いというふうに考えます。

○委員長（新澤良文君） すいません、今、聞いてなかったんで、もう1回お願いします。

○3番（谷本吉巳君） 政治的責任、行政トップとしての責任、極めて重いと考えます。

○委員長（新澤良文君） では、あの、その、重い責任を、議会として、どうやったお示しして、問うていったらいいと、谷本委員は思われますか。

○3番（谷本吉巳君） それについては、百条委員会の調査報告書にですね、最終的に記載すべきというふうに考えております。

○委員長（新澤良文君） なので、今問うてます。辞職勧告決議あるいは今回は不信任ということは、相当するんじゃないかと私は判断するわけでございますけども、それについて、谷本委員はどのようにお考えですか。

○3番（谷本吉巳君） 私は、不信任には値しないというふうに思います。

○委員長（新澤良文君） はい、谷本委員は、極めて重い責任とおっしゃいましたが、じゃあ、どういうふうな責任、政治的責任はどのような責任に該当すると思われませんか。

○3番（谷本吉巳君） 先ほど、松本委員も言われたように、最高責任者としての管理監督責任があるというふうに考えます。

○委員長（新澤良文君） はい、今まで、あの、ワクチン、これ、百条委員会で、何をやってたんかなって思いますけどもね、この、管理監督責任だけじゃないですよ。この中川町長がこれは、公表しないと、管理監督責任の意味ご存じですか。管理監督責任というのは、職員がそういった誤ったミスであったりだとか、失敗だったりとか、そういうことをした者に対して、上司が取るというかね、上司があたるのが、管理監督責任っていうことになろうかと思うんですけども、この場合、ご自身が、一番、責任を、が重い訳なんやから、管理監督責任っていう言い方は不適当じゃないですか。

谷本委員。

○3番（谷本吉巳君） まあ、委員長おっしゃるように、管理監督責任もございませけれども、行政トップとしての責任も当然あります。

○委員長（新澤良文君） 私は、管理監督責任とは、申し上げておりません。谷本委員がね、管理監督責任と言うたから、管理監督責任の意味を、今、お伝えしただけであってね、私は、管理監督責任じゃなしに、ご自身の責任と申し上げているんです。それについてね、責任があるというのをお認めになるのであればね、そうか、谷本委員は、管理監督責任はあるけども、ご自身には、責任はないとお考えですか。

谷本委員。

○3番（谷本吉巳君） 当然、行政トップとして、責任は、あります。

○委員長（新澤良文君） いやいやいや、もう話がかみ合っていないから、ちょっと、この、今から中川町長の責任に関わるどころ、読み上げますね。全然、この百条委員会、今までやってきたこと全然頭に入っておられないんですかね。例えば、7月11日事案について、私の頭に入ってることで、ちょっとお尋ねしますよ。7月11日事案についてはね、シリンジが1本余った事案があった。そして、現場のほうで、どなたかが帰られたかもしれないという声もあった。その中で、全員が関係者、全員が集まって会議をした中でね、保健師は、針刺し事故というのは、健康被害あるいは命にも関わるようなことやから、ていうような進言もしているということもありましたよね。そんなことも知っておりながらね、行政として、これは、様子を

見ましようという判断をなされたんですよね。これは、現場の管理責任とは言いませんよね。町長の指示のもと、この事案を隠したということになるんじゃないですか。町民の命を健康被害を考えずに、ましてや、行政トップでございますし、ご自身も医大の理事等々をしていたということも普段から、こういう医療関係には詳しいというようなこともおっしゃっている、ご自身は、この、針刺し事故という事案があった場合ね、行政として何をしなければいけないということわかっておられるという中でね、これを怠ったということに対して、これが、管理責任なんですか。どうですか。監督責任、管理責任なんですか。違いますよね。ご本人の責任じゃないですか。ましてや、次の日、町長、これは危ないですと、町民の、昨日の対象の町民の方の感染症、感染症じゃないわ、抗体検査あるいは感染症か、感染症検査等々やらなければ、もしものことが町民にあったら、危ないですよと、副町長、総務課長、石尾総合政策課長等々がね、進言に行ってるけども、いやいや私が一度決めた判断やからということで、語気を強めてね、取り合わなかったと、これが監督責任ですか。それでも、現場の責任、監督責任っていうことは、職員の責任やということをおっしゃられるんですよ。職員の責任で、上司に当たる町長が、職員の責任を、は上司である私、町長の責任やというふうに、間接的な責任を、があるということをおっしゃってるんですけども、私はそうではないと思うんですけどね。どうですか。

- 3番（谷本吉巳君） 最終的に、まあ、隠蔽されたということは、これは、まあ、管理監督責任じゃなくて、町長の責任になるというふうに考えます。
- 委員長（新澤良文君） ですよ。だから、1つの事案についても、1つの事案についてもそうなんですよね、だから、その、7月11日の事案についてはそう、再冷凍ワクチンの時でもそうですよ。これ、あの、再冷凍ワクチンはね、健康被害、命の関わる可能性があるからということで、厚生労働省あるいはファイザー社、あるいは県のワクチン推進室も使わないでくださいということで、呼びかけられています。この時の判断ね、この時の判断は、プロジェクトチームの意見を採用したというところにおいてね、町長の責任は重いということで、この、百条委員会の中でも、真実が明らかにされているところでもございますけど、これ1つ取ってもね、町長の監督責任ではなしに、直接的な責任だと思っておりますけどもね、どう思われますか。
- 3番（谷本吉巳君） ただ今の委員長の件についても、それが、最終的には、町長の判断だったんですけども、結果論としては、町長の判断ミスであったと、私は思

います。

○委員長（新澤良文君） だからね、その結果論という言い方がね、ちょっと引っかかるから言うんですけどもね、結果論ってなんですか。

○3番（谷本吉巳君） 百条委員会の中で、事実関係が明らかになったということで、プロジェクトチームの報告事項と保健センターの保健師が確認した事項との齟齬があったということで、結果的に、結果的に、町長がプロジェクトチームのほうを採用されたということが、結果的には、判断ミスになったという、あとでわかるんですけども、その時はわからないから、今、事実関係が明らかになって、判明したというふうに私は考えます。

○委員長（新澤良文君） 百条委員会で、事実関係が明らかになってから、町長はってということなんですかね。あの、責任がということですか。

○3番（谷本吉巳君） あの、その時点ではですね、私も全然わからなかったんで、今、あの、百条委員会の証言等々で、町長は、その時、まあ、プロジェクトチームのほうを採用されたと、最終的には、奥村先生に確認しなさいということで、ワクチン接種が行われたんですけども、それは、あくまでも、その百条委員会を通じて、そういうことが明らかになったので、結果的に、町長の判断ミスでと、あったというふうに私は思います。

○委員長（新澤良文君） もう、これね、事実が明らかになった時の、週刊新潮にも載ってるんですよ、再冷凍ワクチンを使ったかっていうようなことでね。まあ、それは、横に置いといてもやね、この再冷凍ワクチンの危険性あるいは使ってはいけないという認識はね、町長には、十分あったということは、その時の運んできたワクチンを接種予定日には使わずに、使わずに、このワクチンが使えるかどうかをプロジェクトチームに指示をしてる。まあ、町長ご自身が指示をしたんか、副町長ないしということ、直接的にね、でも、まあ、指示をしたということは、ご存じだったということですよ。ということは、この、町民何人やったっけ、まあ、200、300人近い方、261人やったかね、方に、この再冷凍ワクチン、国、厚生労働省、ファイザー社、県が健康被害ある可能性がありますよと、後に、後遺症も、なんらかの後遺症も、これワクチンというのはすべてそうですからね、出る可能性の保障もできませんよというようなワクチンを打ってしまったということでございますけども、その時のね、そういう疑義ワクチン、グレーなワクチンをね、町民に接種することに関してね、ゴーサイン出したんですよ。その時の町長は、判断基準として、プロジェクトチームの判断を採用したということでございましたけど

も、一方で、保健センターがね、同じようにファイザー、厚生労働省、県等々に問い合わせているということを知っていながらね、プロジェクトチームのほうの意見を採用したということをございますけども、私は問いました、町長に、プロジェクトチームの意見を採用したのならばね、どのような質問をプロジェクトチームはね、厚生労働省、ファイザー等々に質問したのか、そして、その質問した内容、そして、厚生労働省、ファイザーの答え等々をお尋ねになられましたかと言うたら、それも聞いてませんとおっしゃりました。これは、大きな責任じゃないですか。だから、最終的な責任とか等というよりも、この町長の判断が誤った判断がもとで、町民200人以上の町民に、再冷凍ワクチンを接種するという極めて危険なことをやってしまったということになってくるんじゃないですか。だから、先ほどからね、谷本委員は、管理責任とか、監督責任とかね、何か現場の職員がミスをして、その全体的な町長というのは、一番、町の最高責任者だから、職員がミスをして、失敗して、事件、事故を起こして、いやいや、その上司に当たる町長が責任があると、監督責任というのは、そういうことじゃないですか。そういうことをおっしゃるんやけども、そうじゃないですよ。谷本委員も職員、高取町の職員やったんやから、そんなこと言われたら、やってられませんよね、職員は。

谷本委員。

○3番（谷本吉巳君） ああ、職員が知識のないままね、このワクチン接種事業をしてるといふこととこのワクチンが適切かどうかの問い合わせの際にも、委員長おっしゃられたように、どういう質問をするかとかね、そういう質問事項を上にあげないまま、口頭に行われているということも、それは、だから、町長が確認していないということの責任は当然問われるべきだというふうには、私は、思います。

○委員長（新澤良文君） だからね、その、保健センターの話も聞かずに、また、プロジェクトチームにね、質問内容あるいはファイザーあるいは厚生労働省の回答も聞かずにね、この再冷凍に当たるかわからないという、この時点ではですよ。保留しとったグレーなワクチンをね、町民に接種するゴーサインを出したんですよ。これは大きな責任ですよ。それを言ってるんですよ。政治的責任というのは、だから、下からの報告を聞かずにとかいうことじゃなしにやね、この確認しなくて、ワクチンを打つという、もっと言えばね、一番初めに、自分たちは、安全なワクチンを打ってるんですよ、町長は。これ、マスコミ報道でありましたよね。これ、感染症対策本部会議の中で、決まった事やからって言うような、町長は、虚偽の答弁を、虚偽の発言をマスコミにされましたけども、感染症対策本部には、私も入って

ますけども、そんなこと決まってません。高取町の恥の上塗りになるわって思ったからね、私は、あえてね、マスコミの取材には、その辺は、黙ってましたけども、私のほうへ、直接取材に来られたわけじゃないんでね、私のほうから新聞社に電話して違いますよって言うのも変な話やから、黙ってましたけども、その時点で嘘をついてるんですよ、町長は。で、自分たちは安全なワクチンを打っておいて、そして、町民にはですね、そういったグレーなワクチン、私から言わしたら、真っ黒なワクチンですよ。これ、仮に、町民が、なんらかの形で、後々ね、ワクチンの後遺症があったとするじゃないですか。こんどきに、国やファイザー社を訴えたとするじゃないですか、その時にね、国やファイザーは、ちゃんと使用書に基づいて、接種してなかった高取町の責任じゃないですかっていうこういことになる可能性もあるんですよ。これは、あくまでも可能性ですよ。だから、使用書に基づいてね、ずっと言われてるのは、温度管理はちゃんとしてくださいと、これは、ワクチンの保管については、きちんとしてくださいと、きちんとしたワクチンしか打たないでくださいということは、強く強くファイザー社も厚生労働省も県も指導されてる中で、うちは、保健センターは再冷凍に当たると言ってるワクチンをやね、町長はゴーサイン出したんですよ。だから、町長、政治的責任が重いでしょというの、私は、先ほどから何遍も申し上げてることなんですよ。それでね、ほかの議員さんらは、政治的責任は、まあ、あの、そんなに重くないですよというような人もいてはったけども、谷本議員と私は同じ考えじゃないですか。谷本委員は政治的責任は重いとおっしゃったでしょ。だから、政治的責任が重いのであれば、じゃあ、どのように責任を取っていただくんですかということをお聞きしてるんですよ。お金の話は別の話ですよ、政治的責任の話をしてるんですよ。だから、政治的責任はどうなんですかって、こんだけ重い重いつていうことがわかっておりながら、政治的責任は議会としては、追わないということは不自然じゃないですか。どう思いますか。

谷本委員。

○3番（谷本吉巳君） ああ、委員長おっしゃるような政治的責任は、私も極めて重いとは思いますが、責任を問うということはですね、私は、その自ら処分をしてもらうということで、いいのではないかと思います。

○委員長（新澤良文君） ああ、議会議員なんですよ。議会議員なんですよ、私ら、町民から公選を受けてね、あの、バッチをつけさせてもらってる議会議員なんですよ。皆さん、それぞれ、そうじゃないですか。選挙の時には、ええ口で、町民の声を町政へって、皆さんの意見を反映させますって言うて、じゃあ、町民は、そう

いう声なんですか。これ町民目線で考えた時にね、やっぱり、議会としても、町長にね、なんらかの責任は、突きつけなければいけないんじゃないんですか。こんだけ責任がある、責任があるって言っときながら、いや、責任はおんまんねんど、でも、責任の取り方もそっちやて、町長に考えてもうたらよろしいおまんがなというてはりまんのか、そういうことですやろ。

谷本委員。

○3番（谷本吉巳君） だから、先ほど申し上げましたように、調査報告書においてね、町長の政治的責任は極めて重いという表現をするべきであって、議会として不信任案とかいうことには、私は当たらないと思います。

○委員長（新澤良文君） はい、ここで、あの、10分ほど休憩させてもらって、再開後、もう一度谷本議員にお伺いします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（新澤良文君） では、再開をいたします。先ほどに引き続きまして、谷本委員にお尋ねいたします。では、あの、責任は、町長の責任はあると、責任は重いということをお認めになっておられるわけでございますけども、でも、まあ、不信任案、議会としてね、唯一、その町長に対して、行使できるすべなんですけども、不信任案や等々というのはね、まあ、議会としては、示す必要はないと、そういったことは、調査報告書の中で、町長の責任は重いというふうな報告書をもって、記載しておく。それで、事足りるということで、よろしございませうか。

谷本委員。

○3番（谷本吉巳君） まあ、あの、そのようにすべきであって、あと、自らのです、ね、処分については、当然自らが考えられるべきであるということで、付け加えたいと思います。

○委員長（新澤良文君） あの、そういうこと言われるから引っかかるんですよ。だから、そのね、それじゃ、百条委員会で今まで何をやってきたんやということになってくるんですよ。議会としてね、その、あの、今、僕言うたことで、そうございませうで終わってつてくれたら、もう、帰ってくださいということになるんやけど、自らの意見を、ことは、自らでってこと言われるからね、僕は、その議会としてね、町長に対する政治責任っていうことで、問うてるんですよ。だから、なんらかの政治責任っていうことも問わさしていただいている中でのことなんですけど、ね、自らの責任は、自らが考えはるっていうことをおっしゃるからね、政治責任は

重いと言いながらやね、だから、そこは、ちょっとちぐはぐになるんやけどもやね、野口議員のようにね、はっきり、いやいや、責任はそんなないですよっていうふうに言われるんであったら別やけど、責任は重いと言いながらやね、そう言われるから、ちょっと谷本議員、ちょっと時間取らせてもらってるんやけどもね、だから、その、もう1点だけ聞かしていただきますとね、谷本議員の発言をちょっと、まあ、まとめてみるとね、中川町長の責任は重いと、その責任は、監督責任であって、ご自身の責任ではない。そこは、もう訂正ですか。

○3番（谷本吉巳君） 管理監督責任もありますけども、最終的な判断のミスをされたという責任もありますよということです。

○委員長（新澤良文君） はい、あの、最終的な判断というか、その場のね、判断ミスということで済ましたくないんやけどね、あの、判断したっていうことの責任も委員はおっしゃってるということですね。当初監督責任があるということしかおっしゃらなかったからね、その中でね、谷本委員は、政治責任をないと、政治責任があると、重いと、政治責任は重いと、だけど、その、辞職勧告、不信任等々まではいたらないということによろしございますか。

谷本委員。

○3番（谷本吉巳君） 委員長のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（新澤良文君） 僕の言うとおりにってどういうことなんですか。省略しないで、自分の言葉でお答えください。だから、谷本議員の言葉、最後に。

○3番（谷本吉巳君） 中川町長の政治的責任は極めて重いと考えます。

○委員長（新澤良文君） はい、で、極めて重いで、その重いつていうのを議会として示すということには、反対ということですね。不信任ということに対して、そこは、ちょっと自分の言葉で。

○3番（谷本吉巳君） はい、あの、不信任には値しないと考えます。以上です。

○委員長（新澤良文君） わかりました。お戻りください。あの、カメラの向こうにはね、多くの町民が見てはるんで、ちゃんと言葉でお伝え、町民の方に伝わるようお願いいたします。2番、西川議員。

○2番（西川侑壱君） 失礼いたします。今回、この7月11日事案、7月21日の再冷凍の事案、まあ、あと、8月1日シールが2枚紛失したっていう1件含めて、それぞれにおいてですね、中川町長の責任というところは、僕は重いものがあるかなと、政治的責任は重たいものがあるかなと思っています。ただ、ほかの委員同様、辞職勧告であったり、不信任決議には値しない、ただ、重い責任をどうとってもら

うかっていうところが、今回の争点かなというふうに思います。で、私の意見としてなんですが、ほかの委員さんからは、甘いというふうに言われるかもしれないですけども、この責任の取り方として、で、今回、この3件に関して、大きい問題点としては、役場、庁舎内の、まあ、人間関係の問題であつたりだとか、あとは、まあ、話合いがしっかりできていなかった、あと、行政として、まあ、その、システムを上手く構築できていない、スケジュールを上手く立てれていない、また、まあ、判断のミスというか、過失っていうところがあつたっていうところが大きな問題点かと、また、その、判断というところを、まあ、行政が一丸となつて、修正することができなかつたというのが、非常に大きい問題であると、私自身は思っております。なので、連帯責任ではないですけども、中川町長ももちろん非常に重たい責任があるんですが、今回関わった職員それぞれにも、あの、責任があると思っております。その責任の取り方についてなんですが、まあ、その職員一丸となつて、再発防止策をしっかりと作っていただく、これが責任の取り方かなと私自身は思っていて、それをですね、住民さんの前で、こういうことがあつた、こういうことが問題であつた、だから、こういうふうにこれからしていきますということをしっかり説明いただくということが僕は、今回の政治的責任の取り方かなというふうに考えます。

○委員長（新澤良文君） はい、あの、もちろんね、再発防止策というのが、議会としても、これからまとめさせていただくところでございますけども、まず、1番として、中川町長の政治責任についてということで、私は、不信任等々をっていうことで、極めて重いという、記憶にないという部分はね、まさに、その、国会議員が都合の悪い時に、いつも使うような、この記憶にございません。こんなことはね、あの、この高取町議会で許してええのかなというのは、ございますんで、私は、あの、不信任ということを提案させてもらってるわけなんですけども、それでね、この記憶にないというのを額面通り信用するのであればね、じゃあ、極論、そんなに記憶の曖昧な町長に町政運営が務まるのかっていうところがございますんで、それは、また、それで、逆の立場で、これちょっと、町長本人に任せられないないということで、不信任ということで、どっちにしても不信任に値するんじゃないかっていうことで、提案させてもらってる次第でございます。この点については、どうですか。記憶にないとか、あるいは記憶にない町長に高取町のかじ取りを任せられるのかどうかということで、この点についてどうですか、西川委員。

西川委員。

○2番（西川侑孝君） 記憶にないという発言自体、本当に記憶にないかもしれない

ですし、そこを追及することは、僕自身は難しいのかなというふうには思うのですが、この記憶にないということが、町長にとって、町長の資質としてどうなのかということと問われると、僕は、あの、記憶にないって、極めて重要な判断をするところが、記憶にないっていう、答える町長は、僕は、町長としての資質は低いとは考えます。ただ、この記憶にないところをしっかりと、これからもデータに残していく、会議であつたりだとか、今回に関しても議事録を取っていないだとかっていう問題があつたと思うんですけども、どの職員が、どういう発言をしたということをしかり残す中で、最終的に、どう判断したかについていうことをしかり説明できる町長であつてほしいとは思っています。

- 委員長（新澤良文君） はい、あの、まだね、任期1期目の、任期入ってすぐにね、この、今回のような大きな事案があつてっていうところで、まあ、かわいそうだといいところも少しはあるんかもしれないですけどもね、ただ、その、本当にワクチンの取り扱いあるいは町民目線で考えた時にね、行政として何をしなければいけないというのは、これは、もう、我々議員もそうですし、町長としてもそうやと思うんですね。その中で、やはり、その、7月11日事案についても、何も何の手立てもしなかった、行政としてやらなきゃいけないことについていうのは、もう国で定められているのにも関わらず、やらなければいけなかったということで、まあ、そういった町長としての資質が低いということが西川委員がおっしゃいましたけども、僕もそれは、同意でございます。まあ、資質が低いなど、町長としての、僕は、まあ、そこに加えさせていただくなればね、人間性も、人間性の問題もあるということを加えさせていただきたいと思つています。ちょっと西川委員の発言の中で、引っかけた点が1点ございまして、人間関係ということをおっしゃいました。これ人間関係のね、今回の百条委員会の聞き取りであるとか、調査していく中で、これほんまに人間関係で、もう人の好き嫌いでね、もう再冷凍ワクチンなんかそうだったんですけども、人の好き嫌いで判断する、もうそもそもは、好き嫌いで判断したり、まして、こんな危険な仕事でね、そんな好き嫌いを持ちだしてるのは、だめなことですよ。だから、この、好き嫌いうんぬんというのは、論外だと思うんですけどね、まあ、あの、調査報告書においてはね、その辺は、これ、書きますか。人間関係上手くいってなかったからっていうところまで踏み込んで書きますか。これは、書いたほうがいい。西川委員、どう思われます。

西川委員。

- 2番（西川侑孝君） 私自身、今回のこの1件、まあ、こういう表現が適切かと

われると、あの、町民の方に叱られるかもしれませんが、役場庁舎内の人間関係が、住民の方に危害を及ぼした、最悪の事案だというふうに思っていますので、僕は、この人間関係に関しても、報告書には載せるべきだと考えます。

○委員長（新澤良文君） まあ、そやね、そう言われてみりゃ、そやね。あの、その人間関係で判断したというところを書いてしまうとね、本当にその当事者が、細かく、誰がどうこうというところを書かへんまでもね、話の流れからして、事案からしたらっていうことはわかってしまうかもしれないんですけども、そこらへんは、もう、報告書なんでね、書きましょか、もう人間関係ということも含めてね。で、政治的責任においては、重いということで、よろしございますか。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） はい、私は、町長の政治的責任は重いと思っています。

○委員長（新澤良文君） はい、あの、で、私から提案させていただいてる不信任には、そこまでは、同意できないということでよろしございますか。

○2番（西川侑壱君） 議長がおっしゃるとおりです。不信任であったり、不信任決議というか、そういうものには値しないために、逆に、まあ、どういう責任の取り方っていうことを一番最初で申し述べさせていただいたとおりだと思っています。

○委員長（新澤良文君） ちょっと、まあ、西川委員の発言をまとめさせていただきますと、まあ、町長の責任は極めて重い、また、町長は、町長としての資質は低い、そして、まあ、政治責任としては、町長に対して、議会として、不信任等々を突き付けるのではなしに、再発防止、今後の働きによって、責任を取れと、頑張りによって責任取れと、いい言い方をしたらね、そういった意味合いでよろしございますか。

○2番（西川侑壱君） まあ、もちろん、あの、頑張ってくださいことは、もちろんなんですが、何があったかということ必ず町民さんに説明して、その上で、役場として、どういうことが問題で、どういうふうに対策していくかということ、住民さんにしっかり説明していただいて、そのとおり役場を改革していくということが、僕は、政治責任の取り方だと思います。

○委員長（新澤良文君） 合わせてね、西川委員の発言に付け加えさせていただくならばね、町長は極めて、あの、記憶が曖昧な方ということは、これもう、ご自身もおっしゃってることなんでね、記憶が曖昧で、ちょっと、まあ、よく物忘れされるということも、ご本人がご自身がおっしゃってるんで、ちゃんとデータなり、メモなり、記録なりというのは、きちんととっていただきながら、これからは、町政、

町のかじ取りやっていたらなければ、危ういなということをおっしゃってるのかな。それでよろしございますか。

○2番（西川侑壱君） はい、今回の事案においても、どの会議においても、まあ、あの、録音データであったりだとか、要点筆記の議事録のメモ等、何も残っていない。しかも、こう、各職員がどんなことを言ったかも、各職員自身が覚えていないということになってしまっているんで、僕は、この点は、大いに高取町役場内の問題だと思っていますので、その点に関しては、しっかり改めていただきたいというふうに思っています。

○委員長（新澤良文君） いやいや、僕が言うてんのはね、その、各、あとで職員の話は議論させてもらうんやけども、町長ご自身が、記憶が曖昧な方なんで、まあ、町長ご自身はこれから、まあまあ、ちゃんとメモを取ってね、ちゃんとまあ、記憶にちょっとご自身の身体的には、記憶に問題があるという方ということはお自身でおっしゃってるんで、だから、そういうことで、町長ご自身がね、記憶が曖昧やというご自身の身体的なところをね、そういったところでカバーしていただいながら、町政運営をやっていただくと、これでよろしございますか。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） 間違いないです。あの、極めてこういう重要な判断をする時には、必ず後で聞かれたときに、どういう理由でそういう判断をしたのか答えられる町長であってほしいと僕は思います。

○委員長（新澤良文君） はい、ありがとうございます。あの、次に、じゃあ、森川副委員長、よろしくお願いします。

森川副委員長。

○副委員長（森川彰久君） これまでも皆さん、委員さんの皆さんのお話もよく聞かしていただきました。皆さんがおっしゃる、まずは、町長の政治的責任は極めて重い。そして、自らの責任を含めた町職員に対する責任もご自身が判断されることである。これについては、私も異論のないところであります。まあ、委員長が、今、求めておられるのは、議会としてどうなのかという意見を皆さんに求められておられると思います。私としては、このスタート、皆さん思い出していただきたいと思うんですが、百条委員会、町民の皆さんのなかでは、そんな必要があるのか、百条まで立ち上げる必要が本当にあるのかというご意見も多々あったことと思います。しかし、皆さん全会一致で可決していただいた、その根拠となるのは、これまでの歴代町長の隠蔽体質における負の遺産、未だに続いております。なんとかこれを終

止を打ちたいという1年、で、それを中川町長に託される中で、また、このようなことが起こっておるのかどうかをその事実を確認したいと本来偽証罪を問うのが目的ではないのですが、事実を明らかにしたいという思いで百条委員会に設置に全会一致で賛成していただいたと思います。そして、その、証として、町民の皆さんは、ご存じでないかも知れませんが、弁護士相当費用は、もうすでに議員全員で、報酬を1割カットして、そして、弁護士相当費用は、皆さんで、負担していただいておりますのは、紛れもない事実であります。で、そんな中で、事実関係については、もう私もこの場で言う必要はないと思います。既に明らかになっておる部分、明らかにしてほしくても、明らかにならない部分多々あるかと思えます。そんな中で、町議会としてどうするか、この事案について、どう判断すんのかという、今、求められとる、あの、質問、提案に対しては、私は、不信任決議案は妥当ではないかなと私は判断します。次に、辞職勧告決議についてはどうかと、辞職勧告決議については、2年後の予定される町長選挙において、町民の皆様方が判断されるべきものと斯様に考えます。以上です。

○委員長（新澤良文君） あ、不信任には、同意していただけると、辞職勧告決議は、ちょっと、また、違う考えで、僕は、その不信任ていうのがね、提案させてもらった理由の一つはそうなんです。約高取町の町民の半分の人、ワクチンを接種した人にするね、およそほとんどの人のワクチンをきちんと管理されていなかったワクチンを接種したということに対してね、私は不信任というのを議会で提案して、町民に真意を問うという、これは、私の考えでございますけどもね、不信任を出す、議会として出さしていただいて、そして、町長は議会も解散していただければいいと思うんですよ。我々議会議員、そして、町長ご自身も、町民に真意を問う、町民にきちんともう一度公選を受けるべき事案やと私は思いましたんで、この不信任というのを議会として提出しなければいけないということで提案させていただきました。あの、本当に、町民の命あるいは健康、これ、ワクチンというのは、本当に、今回のコロナワクチンというのは、特にそうなんですけども、十分な検証あるいは検査等々も本来の我が国における知見というか、手続きは少し省略して、省略って言ったら、言葉は変ですけども、言葉が思いつかないんで、省略にいたします。コロナワクチンっていうのは、当時の状況皆さん思い出してください。デルタ株、テレビをつけると、本当に毎日のようにね、世界各国で、死者が出て、ニューヨークなんか、埋葬するところがないから、公園に穴を掘って、死者をねともなうという、我が国においてもそうですよ。芸人の志村けんさんがね、コロナに感染し

て、感染した後、家族に会うこともできずにね、骨壺になってからしか家族と再会出来なかった。そういった恐怖心からね、十分な知見ができていないとは知りつつね、このコロナのワクチンを町民の皆さんに打たれたんでしょ。命がけで打たれたんですよ、町民の皆さんワクチンを。ワクチンは体に毒やっという一方の声もありながらね、やっぱり、そういった恐怖心、コロナに感染したら、本当に家族と再会するのは、骨壺になってからやなとってというようなそういう状況の中のワクチン接種のスタートだったんですよ。今のようにね、オミクロンになって、本当に、致死率も下がってるような状況であればね、こんな委員会で軽いこと言ってもいいんかもしれないですけども、この時の状況を考えてくださいよ。本町においても、キリン堂で、お年寄りがですよ、列をなして、マスクも買えなかった状況ですよ。そんな状況の中で、このワクチン接種事業が始まったんですよ。その時のワクチンの取り扱いがね、こんなにずさんで、そして、針刺し事故まできちんと処理してなかった。これ町民を裏切る行為、十分に僕は、不信任、不信任でも甘いぐらいやと僕は思いますよ。これ、あの、住民、ある住民の方々からね、住民監査請求のための書類ということで、調査報告書をいただきたいということ言われてるんでね、これ、また、あとで、皆さんにお諮りしますけども、調査報告書は、できたら、まあ、公開ということですからね、別に、この方々に渡しても仕方がないと思うんですけどね、その当時のことを皆さん思い出してください。今みたいに、こんな状況じゃなかったんですよ。そんな本当に、町民の皆さんは命がけでワクチンを打たはったんですよ。そのワクチンがこんなずさんな取り扱いをされていたっていうことは、僕はもう悲しいですよ。だから、僕は、不信任という形でね、町民の方が、いやいや、中川もう1回やれと、もう1回やれというものなのか、いやいや、もうこんな町長許されないというものなのかということ町民にやっぱり真意を問う、真意を問うべきやと僕は思うから、議会として不信任を出すべきやと、僕周りのね、他の市町村の先輩議員等々にも色んな話をさせてもらってる中で、議会として、不信任は出さないなんてありえないということで、そらね、他の市町村の人の言葉なんでね、それは、高取町議会として関係ないかもしれないですけども、こんだけの事案がね、こんな町長のずさんな、まあ、記憶にないということでございますけども、中で行われているということですから、この辺は、副委員長はどう思われます。僕は、同じ考えでね、不信任というのは、同意していただけるということなんですけどもね、僕はもう、不信任、町長は真意を問われやなあかんと思いますし、それで、町長に議会を解散していただいたらいいと思うんですよ。議会議員も1回に町民に真意を

受けるべきやと僕は思うんですよ。どう思われますか、副委員長。

○副委員長（森川彰久君） まあ、あの、委員長の今のご判断も含めて、やはり、あの、議会議員は、各々支持される、住民の支持に基づいて、議席を得られてここに議員として座っておられる訳なんです、その自らの委員の個々のご判断にゆだねるべきであると思います。もって、仮に、この不信任案が決議されたとしても、その去就については、町長自らがご判断されるべきであるとそうように考えます。

○委員長（新澤良文君） はい、あの、不信任案が決議されたら、もう町長はね、辞めてもらわないけないということで、不信任案が決議されたら、2回不信任案が決議されたらね、失職するというので、不信任案が決議されたら、まあ、2回されないために、議会を解散するんですけどね、町長は。僕は、そのことを言うてるわけでございますけども。あの、まあ、あとで、責任の問題は出てくると思うんですけどね、だから、その、もう1度この時の状況も考えながらね、この時に町民の皆さんがどういう思いで、この、ワクチン、ワクチンっていうのは、ある意味毒ですよ。自らの体に打たれたのかということも、町民目線で言うて、選挙に通らしていただいているんやから、本当に町民目線で考えていただきたいなと思います。じゃあ、下がってください。まあ、あの、中川町長の政治的責任については、皆さんの意見を集約させていただきますと、まあ、1名森川副委員長にはご同意いただきましたけども、ほかの6人、6人組って言ったら怒られるな。6名の委員の皆様は、不同意ということで、よろしございますか。では、もう、2番の先ほどからちょっと皆さん先走って口にされている損害賠償責任についてでございますけども、中川町長の損害賠償責任の中のことでございますけども、まあ、時間もちょっと私の中で、でも、これそやけど、あとの質問があるんで、2番から、午後から、ここで休憩さしていただいて、午後から、2番の中川町長の損害賠償責任についてっていうところについて入らせていただきます。1時まで休憩させていただきます。休憩。

午前 11時42分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長（新澤良文君） 再開いたします。先ほど午前中のやつを少しまとめさせていただきます。中川町長の政治的責任について、議員の皆さんのご意見を聞かしていただいたところ、また、森川副委員長は、私の提案させていただいた不信任には同意いただいたということで、あと、西川委員は、政治的責任については、きちんとした説明責任も含めて責任を取るべしということ、まあ、新澤委員も説明責任を

きちんと付すべしということですが、あとの谷本委員、松本委員、森下委員、野口委員におかれましては、中川町長ご自身がご判断されるということで、政治的責任は、ご自身の判断でということで、そういうことでよろしございますか。では、その辺もあとで、あれさしていただいて、次に2といたしまして、これ、ちょっと頭のところに、森下委員長が入れてるところがあるんですけども、まあ、中川町長の損害賠償責任についてご検討いただいておりますところですが、森下委員長、何かその後、進展はございましたか。

森下委員長。

○7番（森下 明君） はい、損害賠償ということではございません。本事案において、町民の皆様、延べ3085名の皆さんに苦痛であったりとか、不満であったりとか、そういうご迷惑をおかけしているということに対して、町長と自分自身の責任をどう表すんやという中で、私は、ある部分、金額で表すしかないんじゃないかということで、調整をさせていただいて、色々ご意見もあると思いますけど、私は。退職金相当の町長は自分自身の責任を自分に課して、表明するべきであるという考えから、町長にそういう話を持って行きました。その中で進展があったか、ないかと言われると、進展はないということでございまして、十分町長も責任は感じておるけれどもということで、前段で出たと思いますが、自分の給料20パーセントの1年間ということが一番、もう自身の口から出されたということでは、その責任については、それだけでございます。それでええのかどうかというのは、私個人は、足らんというふうに思ってますが、あくまでも私個人の考え方でございますので、それを、あえて、せえということも、これはばかれるなというふうに考えております。以上です。

○委員長（新澤良文君） はい、あの、森下、今、委員会の中ですから、委員と呼ばしていただきます。森下委員の、からご報告いただきました。まあ、森下委員におかれましては、議会運営委員長というお立場で、町長のほうに、議会としての思いをお伝えいただいたということで、本当にご苦労様でございました。で、その中で、まあ、あの、提案はしていただいたけども、中川町長におかれましては、議会の、からの提案っていうか、進言には耳を傾けていただけなかったということでよろしございますか。

森下委員。

○7番（森下 明君） 耳を傾けないという表現をされるとちょっと違うということになります。十分責任を感じておられて、その中で、ほぼ自分自身でも、各市町村

の前例も踏まえて、十分検討されたと思います。その中で、自分自身に科すペナルティーとしては、20パーセントの1年というのは、非常に、まあ、前例としては、重いという判断をしてるということでございました。ただ、以前にもちょっと申し上げたと思いますが、この場で言うてええのか、悪いのかということで、そんな約束は信じられんということもあるかも知れませんが、あの、退職金の返上ということについても、これは、高取町という部分については、退職手当組合というのがありまして、その条例改正ということで、非常に難しいということもございました。だから、責任は感じておるし、自分自身の20パーセントの1年というのも十分かと言われると、それは、自分自身としても十分とは思ってないということはありません。ただ、その中で、これは、雑談でございましたが、町長職、自分自身が町長職ということをして、退いた上で、一般人になった時に、退職金相当に当たる額を改めて町に寄付するという考えは持っております、これは雑談の中でございますので、この公の場で、正式な答えというふうには、ならないというふうに思いますが、まあ、一応、付け加えておきます。

- 委員長（新澤良文君） ああ、本当に苦勞を掛けて申し訳ございません。ただ、あの、前例とかね、慣例とかいうことをおっしゃいましたけども、47都道府県、全国に926町村がある中で、約住民の半分にね、不適切なワクチンを、コロナワクチンを接種するような自治体が過去にも、未来にもないということでございます。前例やらあるいは基準等々に値するものはないと僕は考えております。そして、もう1つ申し上げるのならば、これは、国庫で、なんとか、財政には穴をあけずに、この検査費用ということは、国庫補助という形で、国からお支えをいただいたんですけども、国からいただいたとはいえ、町財政には関係がないとはいえ、国のお金というのは、我々国民の血税でございます。税金でございます。なので、中川町長は、そんな、誤った判断をしなければ、こんなお金は発生していないということを含めまして、法律家の第三者の目から見て、山下弁護士の方から提案させていただいたのは、損害賠償ということは、これ、まあ、今後の住民監査請求ということも含めてそういう表現になったんかもしれないけれども、町に相応の責任を負わせたという部分は、極めて高いということで、中川町長に対しまして、1974万2900円というのをしたがつて、責任の政治的責任とは別で、損害を与えたという責任、まあ、町には損害を与えてなかつても、国には、損害を与えてるわけですから、損害を与えたという罰則とかね、損害賠償責任という表現に僕はささせていただきますけども、それで、1974万2900円相当が中川町長には、支払うべきであ

るということを提言されておるわけでございます。その中でございますけども、中川町長が雑談の中で、町のほうに町長をお辞めになったあと、町に寄付をすること、雑談の中で、申し上げられたということですけども、今回あくまで、1900万以上のお金を町長にお支払いいただくということを山下弁護士の方から提案されてるのは、提言されているのは、これは罰則でございます。これがね、逆に中川町長が一般の町民と言いますか、町長をお辞めになってから、町に、その1900万円ぐらいのお金ですかね、相当のお金を寄付をいただいた場合は、町としては、寄付をいただいたということで、感謝状なり、表彰の対象になります。だから、罰則を与えるべきお金がね、これ、寄付という形でいただいたら、逆に表彰しやなあかんということになって、もう論点がずれてるというか、話がね、町長の発想とするならば、やはり、この人論点のずれた人なんやなということがわかるわけなんですけども、町に寄付したら、その表彰の対象、感謝状を贈らないといけません、逆に。これ、罰則で、懲罰として、召し上げるお金なのにね、そういうことでございます。その辺は、森下委員は、どうお考えになりますか。

森下委員。

○7番（森下 明君） あの、初めのお伺いでもございまして、町長とお話をして、その後進展はございますかという質問の中で、答えさせていただいた中で、進捗は、初めに申し上げたとおり、進捗はないということございまして、そのあと、雑談が、その中で出てきたものについてどう思われますかということについては、ここでお答えするべきものではないというふうに考えています。

○委員長（新澤良文君） はい、あの、そんな中で、あの、委員は、先ほど、私自身はという言葉も発せられたと思うんですけども。だからね、議会として、以前に全協の中でね、その1974万2900円というのはね、森下、いや、違うわ。中川町長ご自身がそれぐらいの責任の重みを感じておられないということなので、議会が条例を作って、これを給料からカットしていこうというような条例を作ろうじゃないかというような、全協でも意見も、そういう意見も多数あった訳なんですけども、一方ではね、いや、それは、中川町長ご自身がね、ご自身で、それは、返事をするもんやという意見もあった中でね、それならばということで、副委員長と森下議会運営委員長のほうにお願い、ちゃうわ。その時は、違うな、それは、偽証罪のやつか、その時は、森下委員長にお願いして、議会の意見をお伝えしていただいたわけなんですけども、あの、高取町の、何でしたっけ、退職金のことうんぬんって、退職手当金うんぬんというのをおっしゃいましたけども、これは、奈良県のね、

総合事務組合やたっけな、総合事務組合のほうで処理をさしていただいております。ここでは、総合事務組合の私副管理者をさしていただいております。なので、その辺のことは、よくよくわかっております。なので、山下弁護士の方から提言いただいておりますのは、退職金相当額ということでございます。だから、退職金というのは、召し上げられないというのは、僕もよくよく存じ上げておまして、この前の筒井町長の例あげあしょか。これも話がずれてもうから言わんほうがよろしいですか。筒井町長のんは、払ってしまっていてということはあるんやけど、それは、横に置いて、あの、召し上げられないというのは、これもね、僕も重々わかってます。この、うちの弁護士やっていたら山下真弁護士にいたってもね、今、奈良県の知事選出てはるわけなんですけども、もともとは生駒市長をやられておまして、山下弁護士の方もその辺は重々理解されたうえで、提言されてるということでございます。なので、この、相当額と、退職金相当額と、被害を与えたっていうのが、大体1974万円、換算の仕方は、各議員の皆様には、お配りした書類がございますけども、で、あの、相当額ということでございますが、もう、それを給料から毎月、あるいは期末手当からっていう形で払っていただこうじゃないかというような条例を議会からも作れるということでございます。その辺は、あの、お間違いのないようにしていただきたいと思っております。何かございますか。

○7番（森下 明君） 特にございません。

○委員長（新澤良文君） ないですか。では、あの、お下がりください。あの委員の皆さんにもお伝えします。ちょっとね、この書き方をよく見ていただければわかると思うんですけども、退職金相当額と書いてると思うんですけども、書いてると思うんですけども、まあ、換算、この1974万2900円というのはね、どういう形式でなつたというのは、委員の皆さん書類はいただいておりますかね、その中で、まあ、あの、先ほどは、政治責任ということございましたけども、中川町長は誤った判断のもとで、きちんと判断をされておればね、7月11日事案につきましては、間違い事案、針刺し事案ということで、きちんと厚労省のほうにお伝えして、それで、国庫補助金、国庫のほうからね、いただいたということで、まあ、正式な手続きを取っていただいていたならばね、それはそれでよかったんだろうと思っておりますけども、それも、あと付けになって、本来本当に国庫からいただけるかどうかっていうのは、微妙なことでございました。なぜかと申し上げますと、間違い事案として、報告書、厚生労働省に送っていなかった。なぜ送っていなかったと申し上げますと、高取町は隠蔽していたと、この事実を週刊新潮が発売される日まで、

高取町はこの事実を隠蔽していた、隠していたから、間違い事案として、厚労省のほうに提出していなかったということでございます。この時に、まあ、議員の皆さん、百条議会、百条委員会のほうで、保健センター等々の聞き取り、供述の中からも思い出していただきたいところはございますけども、国庫から本当に降りるか降りないかは、わかりませんというのが、この時の状況でした、当初はね。なぜわからないかと言うと、間違い事案として、正式に、正式な手続きのもとでね、厚生労働省に報告、通達してなかったからでございまして、その後ね、まあ、私はとは言いませんよ、私も骨はおらしていただきました。参議院の和田政宗先生にお時間をいただいて、相談させていただいて、そして、厚生労働省の担当の方をお願いして、こういううちとしては、間違い事案をまだ提出していないような事案がございまして、もう本当に申し訳ないんですけども、うちは、財政は厳しい中でございまして、なんとか国のほうでお支えいただけますようお願い申し上げますということで、陳情に行ってまいりました。それが功を奏したとは言いませんけども、その後、国庫から、その後、まあ、町として、間違い事案の報告書を提出して、国庫からこの検査費用というのをお支えをいただくというか、あの、いただけるようになったわけなんですけども、町の財政に穴をあけてないから、いいじゃないかというようなそんな勝手なことは私は申しあげられないなと思ってます。町民が1人1人納税している税金の中から、国のお金とはいえね、町民が1人1人が納税している税金の中から、高取町の本来は、使わなくてもいけないようなお金を使ってしまったということでございますんで、これは、国民の大切な血税やということでございまして、まあ、高取町としては問題がないでは済まされないんじゃないかなと、ていうのは、高取町だけの問題じゃなくなると思います。国のお金なんでね、この件についてちょっとまた、それぞれの議員の皆様にお話をお伺いしたいなと思います。まず、森下委員、あの、先ほど、報告は受けたわけなんですけども、森下委員のこの件についてのご判断というか、ご意見はございましたら。

森下委員。

- 7番（森下 明君） はい、先ほどもちょっと申し上げました。私は、3084名の方に心身に伴う負担をおかけしてしまった、その件に対する責任の所在を表す処分ということです。責任を追及するということでございます。僕は、賠償責任には当たらないというふうに思います。あの、山下先生が、国の予算で、町の予算になかっても、賠償責任は発生するというふうにおっしゃったようでございますが、私あるところで聞いた部分については、これ賠償責任請求はどこへしますか、これな

かなか難しいと思いますよというふうに発せられた方もおられます。そやから、そういう意味からしても、私は町民に負担をおかけしたという行為に対する責任を金額で表すという意味で、私は、その責任を求めておるということで、賠償責任について追及するつもりはありません。

○委員長（新澤良文君） ちょっとすいません。あの、だからね、その、賠償責任という言葉が気に入らんのかもわかりませんが、賠償責任以外、あの、このだったら、その、町民に対して、まあ、こう負担あるいは命の危険あるいは今後これ、あの、ワクチンというものですから、仮に、まあ、後遺症というものがね、出てくる可能性もございます。こんなことのリスクというものを考えた時にね、賠償責任という言葉が気に入らんみたいですけども、あの、まあ、それ相応の金額でって、お金にしてね、お金の、じゃあ、責任を負わなくてもいいということですかね、どういう。

森下委員。

○7番（森下 明君） 私先ほども申し上げてるとありますが、あの、町民の皆さんに、もう、大きなやはり負担あるいは不満であったり、あるいは欺瞞であったりというのを抱かせてしまった。身体的な苦痛も負わせてしまったことに対して町長が取らなければならぬ責任という部分について、私は、その責任を表すという意味では、これは、ある意味自分自身の責任を金額に照らして、表すほかないんではないかという意味で申し上げております。

○委員長（新澤良文君） はい、それが、まあ、森下議員は退職金相当ということでよろしございますか。

森下委員。

○7番（森下 明君） はい、私個人の見解です。もし、私とその立場であれば、そのぐらいのことは、自分で自分でつけなければならないであろうというふうに考えて、そのように申し上げております。

○委員長（新澤良文君） だから、その、まあ、自分であればこうするけどもっていう話はいいんです。あの、中川町長がこんだけの事件、事故。

○7番（森下 明君） で、ありますから、同じことを町長に要求をいたしました。以上です。

○委員長（新澤良文君） その気持ちにまだお変わりはありませんか。

森下委員。

○7番（森下 明君） はい、私は、当然そのぐらいの責任を負うべきであろうとい

うふうに思いますが、町長はどう考えられるかは、これは、私の心の中ではわかりませんので、それは、まあ、返事はできません。

- 委員長（新澤良文君） はい、だから、それ、そういうことであるならばね、ほかの委員の皆さんの意見もお伺いしますけども、ほかの議員の皆さんの意見も聞きながら、そういった形で、意見がまとまれば、議会として条例を作って、町長に払っていただくということも、これも同意いただけるということですね。

森下委員。

- 7番（森下 明君） はい、それも、先ほど申し上げました。これは、町長ご本人が判断されること、で、町長が自ら判断されて、それを明らかにされるということであろうと思います。

- 委員長（新澤良文君） だからね、町長には、それぐらいの責任はありますよと、私自身も思いますということをおっしゃる一方で、これは、議会として、条例を作って、町長にお支払いいただくということについては、同意できずに、町長本人が判断すべきことやと、町長、あの、判断やっておっしゃるんですけども、町長にそういうふうな判断はないわけじゃないですか、だから、結局できないことをおっしゃってるもんなんか、話の整合性がとれないんですけどね。

- 7番（森下 明君） あの、あくまでも、現時点ということで、町長の場合があります。私たちは、調査報告書を作り、町長の責任をきちっと併記し、それを明らかにする中で、改めて、町長がまた、自分自身の身の処し方については判断されるというふうに思います。

- 委員長（新澤良文君） ちょっと、それ、森下委員、ちょっと、町長の側に立ちすぎじゃないんですか。これ、僕ら、その、委員会として、町長の責任も含めてね、これ百条で、3000人以上の町民に対して、命の危険あるいは健康の危険に晒してしまったことに対する責任を追及するというございますけども、町長のご判断や、先ほども、ちょっと気に入らんのやけど、あの、町長のね、政治的責任についても町長のっていうことをおっしゃる、その町長自身がやね、もう、そういった誠意も何も町民に対してね、きちんと説明責任も果たされていない。そして、こういった議会からもこういう意見もありますよと、森下委員長は、町長と近いやね、森下委員長が説得に行かれてもね、その、なんて言うんですか、進言にも耳を傾けられない。普通進言に耳を傾けられなかったら、じゃあ、もう、こっち側でって判断にはならないんですかね。

森下委員。

○7番（森下 明君） 私個人としては、町長にきちっと自分の意思を伝えて、提言して、町長このぐらいのことは、あの、然るべきいうふうに申し上げて、そのあと、町長がどういうふうに判断されるのか、これ、また、皆さんでご判断いただければいいというふうに思います。私の場合は、先ほどから、ずっと申し上げております、その責任については、町長自ら判断して、それを表すべきというふうに考えております。

○委員長（新澤良文君） 結構です。8番、新澤委員。

○8番（新澤明美君） 端的に、このかかった費用相当に対して、町長が一番重い、まあ、金額的にとる、1つの責任の取り方として、私は、あの、提示をしていただきたいと、まあ、金額を見ますと、あの、退職金の金額に近いようなものですからね、まあ、そういうものでもいいのかなというふうに私は思っております。そのぐらいの、あの、損害賠償請求と損害賠償額というそういう言い方ではなくてね、1つの責任の取り方、けじめのつけ方として、そういうのを、私は、提示をしていてもいいのかなと思っております。

○委員長（新澤良文君） じゃあ、私のほうから、新澤委員に何点か質問させていただきます。退職金に近いということでございますけど、お座りください。山下弁護士のほうから提案、提言されている金額は、1974万2900円でございます。町長の退職金というのは、1500万か、1580万8000円でございます。この、間には、400万ぐらいの大きな開きがあるわけなんですけどね、どちらの金額ってということなんですかね。

新澤委員。

○8番（新澤明美君） あのね、あの、弁護士として、こういう場合の損害賠償請求として、83パーセントというような形で出しておられましたけども、元々の金額をどういうふうに町長に、町長払い分として、職員に何パーセント、町長に何パーセントっていうのは、とっても難しい話だなとは思ってるんですね。そういう意味では、まあ、退職金相当という言い方が、退職金というのが一番わかりやすい提示の仕方かなと私は思って、今提示をさせていただいたところです。はい。

○委員長（新澤良文君） はい、あの、でね、どうぞお座りください。でね、1500万という金額、退職金という金額になるんですけども、森下委員は、1500万等々は、責任を負うべきものであるとおっしゃってるんですね。新澤委員も責任を負うべきものであると、ここは一緒なんですけどもね、町長ご自身がね、これをいやだと、私はお金を払いませんよと、こんな金額払いませんよと、もう、ご自身

ではおっしゃっております。200万程度は弁償させていただきますと、お金を払わさせていただきますということをおっしゃっています。それも、先ほどのね、森下委員のほうからもございましたけども、他の自治体のね、例であつたりだとかっていうことをおっしゃったわけなんですけども、おっしゃってね、私のほうの、議長室のほうに来られたわけなんですけども、私はその時申しあげましたけども、あの、先ほども申し上げたとおり、47都道府県、そして、926町村の自治体の中でもね、こんな事例は1つもございません。だから、基準になるようなことが、1つもなく、高取町というのは、926ある町村の中でね、最低な行政やと、町民に対してはですよ、このコロナワクチン接種についてはですよ。最低な行政やと、まあ、926町村の中で、最低な町長やということは、わかると思うんですけども、このワクチン接種についてですよ。基準がないじゃないですか、だから、この1500万というのに対して、まあ、1つの山下弁護士が全体の責任からね、全体の責任を100とすると、その中で、町長は関わった責任についてを算定されて、その関わった事案の責任を算定された結果がね、約83パーセントか、全体が、全体の被害が2375万4238円、これが国民の税金から払われております。このうちの83パーセントの1974万2900円っていうの、大体この全体の責任の中で、83パーセントぐらいが町長の責任であろうというのが、山下弁護士の提言書なんですけども、それが、算出基礎になってるんですけど、これについてはどうお考えですか。

新澤委員。

- 8番（新澤明美君）　そういう説明じゃなかったと思うんですが、損害賠償請求を求める場合は、あの、実際にかかった損害額に対して、83パーセントを損害賠償請求として求めるのが、まあ、基本的な在り方だという説明だったと思うんですが、違っていましたか。
- 委員長（新澤良文君）　私そう申し上げたんですけども、私活舌悪いから、伝わらなかったかな。もう一度言いましょか。いいですか。
- 8番（新澤明美君）　そうですね、わかりました。今、私が言うたことで間違いないうことでしたから。
- 委員長（新澤良文君）　私が言うたことがそういった説明じゃないということをお願いしたのが伝わってなかったのかなと思って、だからね、あの、全体の責任の83パーセントっていうことになって、これを換算すると、1974万2900円ということになるということで、山下弁護士が算定されてます。それについてお伺いしま

す。

○8番（新澤明美君） 2000何百万のうちの83パーセントが町長の責任だということ今言わはりましたよね。今それでいいんですか、委員長さん。そういうことですね。

○委員長（新澤良文君） そやからね、あの。

○8番（新澤明美君） 私はそういう理解をしてませんでした。私は、これまでの説明の中で、損害賠償請求をする場合は、普通は、実際にあった損害に対して、83パーセントを求めるのが、まあ妥当なところであるというふうに、私は、これまで説明を受けてきたかなと思っていたんですが、違いますか。

○委員長（新澤良文君） 私何度か山下弁護士とね、打ち合わせっていうか、その、まあ、話させてもらってる中でね、まあ、そういうことだったのかなと全体の責任の中の83パーセントぐらいが、町長の責任かなということっていうことだったと思います。まあ、いずれにしてもいいじゃないですか。あの、取り方はどうであれ、提言書の中で、じゃあ、いきます。僕記憶が、僕馬鹿だから、記憶がね、新澤さんのほうが賢いから、新澤さんの記憶のほうが正しいでしょう。じゃあ、それでいきましょう。そんなところもめとっても仕方がないんでね。要は、2375万4238円の83パーセントについて、1974万2900円というの、この金額についてどう思われますか。

○8番（新澤明美君） あの、先ほど、その、全体の損害賠償を請求をする場合でしたら、その83パーセントというのが、妥当な金額だということで、実際、まあ、最高責任者で、一番責任がある、町長にはその金額1900何百万が妥当ではないかという提案だというふうには、私は理解してるんですが、あの、実際のところね、今回の事案を見ますと、事案を見ますと、あの、どこの場面でも町長の責任は問われると思いますが、1回目の1本注射器が余ってしまったというのは、全面的に町長の責任だと思ってます。しかし、あの、再冷凍の問題につきましては、ファイザー社に問い合わせをして、最終的に町長が判断したと、この時に、おかしいということで、色々問い合わせをしたことを保健師のほうから聞いても、それを聞き入れずに、ファイザー社、あの、石尾課長や前田補佐の主張することに従ったということでありましたが、なぜそういうことに、そっちに従ったかと、これまでの中の調査で見ますと、やはりファイザー社に何を伝えたかということにとっても問題があったと思っております。保健センターからリベルテホールまでどういう形で運ばれたかと、どういう状態で運ばれたかということということが全く不正確に伝わって

ます。電話連絡の中の文章の、あの、記録を見させていただきますと、あの間にデータロガーを入れていたとか、冷蔵に関わるような形のものを持って行ってたと、5分で行っていたとか、とてもその不明瞭な形で向こうに伝えていたとそして、それが結局はファイザー社がそれだったら、あの、再冷凍にあたりませんということをお返事をしているわけですね。で、2回目にもう一度再度その説明を求めたとき、最終的には、途中のどのような形で運んだかということについては、こちらは感知しませんということをお松本保健師にファイザー社は述べられております。その辺がとても、あの、途中についてきちんと伝わってないということがあったということは、私は確認をしたわけです。そこを全くわからずして、ファイザー社がOKと言ったから、OKではないかということになったというちょっとその取り違いが私はあったというふうに思います。そこが町長に100パーセント、あの時、責任があったというふうに私には考えられないんですね。しかし、あの時保健師がおかしいと言ったんですからね、専門家の意見を聞いた上で、再度、たくさんの方も入れてきちっとファイザー社にも、もう一度頼むだけじゃなくてねきちんとした形で、違う人が対応するなりして、確認をすべきであったと思います。町長自身も再冷凍について全く不見識な上で、OKを出したわけですからね、町長の責任も重いと、でも、そこが100パーセントであったとは思えないんですね。それともう1つは、あの、棒温度計についてであります、棒温度計で管理をしていたということについて、町長はいつの段階から知っていたのかなと思ひまして、あの、まあ、議会サイドも棒温度計で管理をしていたということがあまりわからなくて、この調査委員会をやっていったら、そういうものが出てきたというわけでありまして、結局は、他の職員たちは棒温度計でやっていて、ちょっと大丈夫なんかなという不安な思いで、ずっと管理職は見てきたと、そういうものが町長のところまでいつの段階で、そういう実情が報告をされていたのかなというのが、私はちょっと今までの調査の中では見えてないなと分かってなかったんじゃないかなと思っております。しかし、町長には責任はあります。そういう意味で、私は、その100パーセント、町長にすべての責任があるというような見方をすべきではないなという思いがしてございまして、そういう意味でその1500万円相当、退職金ということではいいのではないかとこのように私は判断をいたしました。

- 委員長（新澤良文君） はい、あの、新澤さんの色んな、まあ、このね、百条委員会の中で、調書をね、取っていく中で、供述を取っていく中で、そういう意見を集約した中で、新澤さんは、例えば、再冷凍ワクチンについては、100パーセント

町長の責任じゃないと、あの、町長は、このワクチンは、再冷凍ワクチンに当たるかもわからないってことを保健センターのほうから指摘を受けて、このワクチンを接種する日に、このワクチンを使わずにね、違うワクチンを使っております。その間、このワクチンは保留、保留して、ファイザーや厚生労働省あるいは県のほうに問い合わせ、使えるワクチンかどうかというのを確認するように指示を出しているということですが、再冷凍ワクチンに当たると保健センターが強く抗議したワクチンを厚生労働省あるいはファイザー、県にね、問い合わせた、プロジェクトチームに問い合わせさせた報告をね、聞いた、から使えるワクチンだから、この再冷凍ワクチンだと強く保健センターが言ってるワクチンを町民の皆様へ接種することに対してね、ゴーサイン出したのは、これは、町長、これは間違いないですよ。であるならばね、私午前中からも申し上げましたけども、普通はですよ、普通の神経であったらですよ、普通のね、本当に現場の長、高取町の長であるならばね、この再冷凍ワクチンだと保健センターの専門職のものたちがしきりに抗議しているこのワクチンをですよ。使ってもいいとプロジェクトチームのほうから説明を受けたとしても、どういった質問をして、どういった回答を得て、それでこの疑義のあるワクチンを使うことにゴーサインを出すかというのは、これはしなきゃいけなかったんじゃないんですか。このあとの経過はね、その色んな経過はプロジェクトチームが電話した、石尾が電話した、前田が電話したとか、保健センターが電話したとか色々ありますけども、やはり専門職が、再冷凍ワクチンやって言ってるんだから、その専門職の保健センターのものの意見も聞くべきだったんじゃないですか。それで、念には念を入れて、本当に使えるワクチンやということを確認して、打つべきだったんじゃないですか。だから、僕はこれ100町長の責任だと僕は感じております。はい。

新澤委員。

○8番（新澤明美君） ちょっと私の言い方悪かったかもしれませんが、あの、ファイザー社というのは、このワクチンを作ってる会社ですね。そのところに、まあ、町職員が再確認をすると、色々意見が出てきたんで、ファイザー社に再確認をすると、そうすると大丈夫だということが来ると、あの、やはりそのね、あの絶対ファイザー社と、ファイザー社に対する大丈夫だというのは、あの、ちょっと違うんだろうなと思ってね、でも、でもですよ、でもですよ、でもです。

○委員長（新澤良文君） 新澤さん、ちょっと意味が分からない。ちょっともう一度かいつまんでお願いします。

○8番（新澤明美君） あのね、あの、保健師のほうから、保健師が専門的な見知からこれは絶対良くないということによってますよね。それで、おかしいと思って、ファイザー社にも、厚生労働省に色々尋ねたら、こんなふうに言ってたということがあったんで、もう一度ファイザー社に聞きなさいということで、町長が指示をしたわけでしょ。そして、指示をしたんですよね。指示をして、そして、最終的にファイザー社からOKやというのが出たということで、町長がやはりファイザー社作っている、大元のファイザー社がOKを出してるんだから、OKかと言ったところに齟齬が出てしまったのかなと私は思います。でも、でもですよ、ただ、そんな一言で、実際にそれは危ないと言っている保健師もおって、こちらに、厚生労働省や県にも聞いたんだと言ってる中で、その辺のところをきちんと調査をせずに言ってしまった、職員の話にも耳を傾けない町長のそういうやり方っていうのは絶対あってはならないこと。それはあってはならないことなんです。そこはすごいあの責任があると思うんです。でも、そのほんの一部のところ、あの、再度ファイザー社に問い合わせをしたというその以前に、違う、その、あの、なんていうか、あの、情報を、情報のもとでファイザー社と話をしてきたという大元の中で、話が狂ってきてしまっているというのが、私はこれまでの調査の中で、分かってきてるんじゃないかなというふうに、私はちょっとそういうふうに確認してます。以上です。それ以上ないです、何も。

○委員長（新澤良文君） いや、ちょっと意味が、ちょっと理解できないんで、もう一度お尋ねしますけども、要はね、私も新澤さんもあまり変わってないと思うんですよ、思いは。あの、ただ、解釈のところ、新澤さんは大きな間違いをしたのかなという部分がございますね、あの、ファイザー社から保健センターが情報を入れるね、問い合わせしてる、で、まあ、一方ではプロジェクトチームも問い合わせをしている。まあ、その双方の問い合わせ結果をね、町長は知っていたなら、とするならばね、このプロジェクトチームのほうを採用するっていうのは、おかしいことじゃないですか。違いますかね。だからね、何を言いたいかと申し上げますとね、町民に対して何か違う事案でね、何かをお配りするであるとか、餅を配るとか、ごくまきの餅を配るとか、ごくまきの餅が、これ賞味期限が、期限が切れてるからどうかなっていうようなことじゃないんですよ、これ。あの、そもそもが、ワクチンというのは毒で、先ほど申し上げましたけども、これ、この時には命がけて町民の方はね、腹をくくって、このワクチンを接種したわけなんですよね。そういったワクチンを接種する事業においてね、その時のワクチンを、接種にゴーサインを出し

た町長がね、この保健センターの意見も、プロジェクトチームの意見もね、質問内容も聞いてない。どういった質問をされて、どういった回答があってっていうのが、これ再冷凍ワクチンは人体に影響があるからやめとってくださいねっていうのは、指示は出てるんですよ。廃棄してくださいと、そやから、廃棄しなきゃいけないワクチンを264人やったかな、の人に接種したんですけど、そういう大きな判断をするっていう、判断基準をね、町長はきちんと情報を入れなくて、ゴーサイン出すっていうことに関しては、私はこれは、町長は、先ほど西川委員の言葉を借りるならばね、町長の資質の問題だと思いますよ。やはり町民に、やっぱり命の危険の再冷凍ワクチンというのは、本当に廃棄してくださいということを言われてる、もう捨ててくださいって言われてるワクチンを町民に打てというふうにゴーサインを出すんだから、やっぱりそれなりにね、情報は精いっぱい入れて、きちんと検証した上で、ゴーサインを出さないと、これは現場の責任者としては、本当に資質の問題でもあるし、人間性の問題もあると思いますよ。午前中にも申し上げました、町長は、いの一番で、自分は順番も来てないのに、安全なワクチンを打ってるんですよ。そこからのスタートですよ。それで自分たちがこのワクチンもし打ちましたか。担当課の石尾、前田は、こんなワクチン打たんかったらよかった。危ないワクチン俺ら打たんかってよかったなっていうことを、まあ、咳き込んでかばってはりますけどもやね、こんなバカなこと言うような職員おったわけなんやけども、こんなワクチンですよ、やはりきちんと検証して、調査して、聞き取りをして、ゴーサインを出さなアカンということでございますんで、これは、僕、町長100パーセント、もう100パーセントっていうか150パーセント町長の責任ですよ、僕は思いますよ。だから、あの、この金額においてね、じゃあ、最後に聞きます。金額において、この1500万、これ1500万相当のお金の金額は、森下委員と一致してるわけなんですけども、まあ1500万ついてね、これ、あの、町長にお支払い、町長が支払う意志がなければ、町として、議会として、条例を作ってもね、町長にお支払いをいただくというような考えはございますか。

○8番（新澤明美君） はい、あります。

○委員長（新澤良文君） そこが、もう森下委員と違うところでございました。はい次は、松本委員。ちゃうわ、野口議員か。

野口議員。

○5番（野口勝也君） 申し訳ないです。あの、もう1回順番にあの質問お願いできます。ちょっと今、もう、ちょっと答弁を聞いてて、ちょっと何を答えたらいいの

かわからなくなりました。申し訳ないです。

- 委員長（新澤良文君） はい、僕もよくあることなんで。いきます。中川町長の損害賠償責任について検討いただいておりますところ、損害賠償責任という部分でね、山下弁護士の方から提言されている部分がございますが、それが、まあ、1974万2900円という金額でございます。この件について、野口議員はどう思われますか。

野口委員。

- 5番（野口勝也君） あの、山下弁護士の方から、町長の、中川町長の損害賠償責任としては、しての額は、額は、1900なんぼと、まあ、1974万2900円ですか、だというふうに提示をされました。あの、確かに、損害賠償としてはじき出された金額っていうのは、これになるとは思うんですけども、私、私は損害賠償の請求はしなくて良いと、あの、つまり中川町長の自己の判断によって、いくらかの賠償をしてもらえばいいのではないかというふうに考えておきまして、それがその金額がいくらにするとかいうのは、ちょっと私には判断できません。ただ、皆様の意見を聞いて、聞いておりましたら、この山下弁護士がはじき出された、この1900万円余しというふうな金額に沿って考えるのであれば、退職金の金額1580万ですか。それぐらいの金額は、払われてもいいんじゃないかなというふうには思っております。以上です。

- 委員長（新澤良文君） はい、そこで、野口議員にお尋ねいたします。これ、中川町長ね、あの、森下委員の方からもそういう話もしていただいたみたいなんですけども、なかなか、あの、ご本人さんはね、そんな金を払うのは嫌やと、私は、私自身で、ということで、考えておられるということなんですけどね、あの、この件について、議会としてね、条例を作って、町民に対してね、町長の責任を、責任として、議会が町長に責任を負わせるということに対して、条例を作るっていうのは、この件については、野口議員はどう思われますか。

野口議員。

- 5番（野口勝也君） はい、私は、あの、条例を作ってまでする必要はないと考えます。

- 委員長（新澤良文君） お下がりください。

松本委員。

- 4番（松本圭司君） 以前にも、私、発言させていただいたんですが、弁護士の作ったこの提言書については、罪ありきで書かれています。ですから、委員会として、

どういう書き方をするのか。まず、経緯と事実を、まずきっちりと確認して、それに対して、行政に対して、ここは悪いですよ。ここはこういうふうに直しましょうねというのが、百条委員会の本来の姿だというふうに考えます。また、住民に対しては、やっぱり損害を与えています。で、損害賠償責任はあると私は考えます。ただ、金額をね、給料20パーセントを引け、退職金をこれ返還せえ、こういう数字はね、私は書かなくていいと思います。もう、この辺については、もう全て町長の判断に任せましょうよ。どうですか。

○委員長（新澤良文君） はい、あの、町長の判断に任せる、任せないということなんですけども、町長の判断が、今議会議員の中で3人お話をいただいたわけなんですけども、森下委員、新澤委員、野口議員、あの、お3方のね、まあ退職金相当というぐらいの金額が妥当だろう、妥当だろうということなんですけども、森下議員の、森下議員におかれましてはね、町長ともそんな話をさせていただいたということでございますけども、議会はそれぐらいの責任はあるよというようなことを言ってるにも関わらず、町長はそれをよしとしない、聞き入れないということでございますので、その議会の思ってる思いと町長の思いが違うって言うのであれば、町長の、にお任せするというのは、僕は違うんじゃないかなと思う次第でございます。松本議員。

○4番（松本圭司君） それと、あと、条例を作ってまで損害賠償するというのも私も反対です。それに、あくまでも執行部として長としておられるんですから、そういう町の、が決めることなんで、それは議会としては、こうこうこういうことで、1900万円損害が出てから、賠償請求せえと、それはそれで結構ですけども、あくまでも決めるのは町長ですから、私の意見は以上でございます。

○委員長（新澤良文君） はい、あくまでも決めるのは町長ということもございましたけども、議会も議会としてね、条例を作って町長からそういうお金を支払わせる、責任のあるお金を支払わせるということも、これまた一方では議会議員の権利としてできるということは申し上げます。はい、お下がりください。あの、松本議員、あの、確認ですけども、金額的にも、もう一切いくらということも金額もなしと。もう全て町長にお任せと。

○4番（松本圭司君） はい、私の考えはそうです。

○委員長（新澤良文君） 谷本議員。

○3番（谷本吉巳君） はい、この件でございますが、先ほど委員長言われたように、疑義のあるワクチンをです、町民の皆様へ接種したということで、経緯として、

プロジェクトリーダー、サブリーダーがファイザー社、県に問い合わせた。その行為の経過についてですね、きちっと文書で、質問内容、質問、回答、それがないにもかかわらず、報告を信じてしまったということで、町長の責任は、私は重いということでありますが、損害賠償請求を条例化してするということについては、私はそこまですべきではなく、先ほど申し上げましたように、自らの責任は自らとってもらおうということで、まあ、前は20パーセント1年ということも表明されたわけですが、百条委員会の調査報告書を受けてですね、町長はどのように対応されるかわかりませんが、まあ、先ほど松本議員言われたように、議会として、例えば、今言われている1500数万円を町長から徴取するということには私は反対でございます。

○委員長（新澤良文君）　まあ、議会で追求してるんですけどね、議会で追求していった中でね、先ほどは、まあ、政治責任についても、町長に責任はあると言いつつね、今のところ登場している議員の中で、新澤議員以外はね、政治的責任も、議会では、この百条委員会の中で審議した中でね、町長の責任は重いということは、お認めになっておられながら、その責任、政治的責任も、この賠償の問題についてもね、全て町長にお任せということでよろしございませうか。

谷本議員。

○3番（谷本吉巳君）　町長が判断、自ら判断されるべきと考えるところでございませう。

○委員長（新澤良文君）　だから、町長にお任せということで、よろしございませうね。

○3番（谷本吉巳君）　そういうことです、はい。

○委員長（新澤良文君）　はい、じゃあ、あの、我々、議会議員はどこでチェックをするんですか。どこでチェックをしてね、チェックをした結果をやね、町民が納得するような形でね、チェックをして、やるっていうそれやったらね、あの、いけないじゃないですか。まあ、ちょっとね、荒っぽくなりますけどもね、町長悪いことしたっていうのはわかっておりながらね、ちょっと簡単に申し上げますよ。町長悪いことしたと、町長悪いことした、悪いことした、3000人以上の町民の生命あるいは健康をね、危険にさらした。もう、重大ですよ。この町長、悪いことした町長に対してね、町長悪いことしたけども、議会としては、もう何も言えへんから、自分で考えなはれやということですね。ちょっと谷本委員とはいつも長なるんやけども。

○3番（谷本吉巳君）　あの、今、委員長、何も言えへんからじゃなくて、調査報告

書で、町長の責任についてはね、記述しますと、あと、それに基づいて町長はどのように判断されるのか、であると私は考えます。

- 委員長（新澤良文君） 午前中ね、政治責任のところね、金額言うてはりましたよね、お金でどうこうっていうこと。ちょっとフライングして言うてはったんやけども、いや、言うてない言うんやったら、議事録起こそか、全部録音してるから、あの、町民もね、あの先ほどの休憩時間に、僕のところには何人か連絡ありましたけども、町民の皆さんもたくさん見てはります。また、アーカイブでね、修正したやつが、夕方ぐらいから流れますんでね、町民もこのカメラの先で見てはるんやからね、きちんと、あの、説明してほしいんですけどもね。あの責任はあるとお認めになりながら、その責任の所在についてはね、調査報告書ではこれは分かってるんですけどもね、重大だということで、まあ、調査報告書でまとめやな仕方がないんだなと重大ですんでね、やらんけども、この、言うところによりますと、町長はきちんとした判断で、隠蔽していなければ、あるいはきちんとした判断で、この、廃棄をしたりね、再冷凍ワクチンを使わなかったということにしなければ、してなければ、あの、この大きなお金2375万4238円というね、まあ、日本国民の税金ですよ。税金からね、お金を払わんでも良かったわけで、こんなお金発生してないわけなんですよね。この部分については責任があると思われませんか。

谷本議員。

- 3番（谷本吉巳君） だから、先ほどから申しますけれども、責任は町長あるんですよ。だから、例えば、具体的に、この金額を賠償しなさいじゃなくて、町長に私は判断を求めるべきであると、どれぐらいの、例えば、町長、自分で処分を科すべきかは、町長が自分で判断されるべきだと私はそう思います。
- 委員長（新澤良文君） これね、本当に町財政の中であつたらね、本当に町の住民監査請求等々でっていうことであつたかもしれないけど、これ逆に国庫のお金を使ったということでね、国民が高取町何しとんねんという話になってくると思うんですね。そやから、他の住民、他の市町村あるいは都道府県のね、住民、住民団体からね、町長が訴えられるという可能性もあります。また、そういった、こんなタルイ百条委員会の、こんな調査報告書をね、調査報告書というか、結果をね、出していたら、高取町議会も訴えられる可能性があります。税金使ってるんやから無駄に、国民のね、日本国民の税金を使ってるんだから、これ降って湧いた金じゃない、国庫の金っていうのは降って湧いた金じゃないというのはわかってはりますよね。それはわかってはりますね。湧いてきたお金じゃないし、別で降ってるお金でもない

し、皆さん多くの国民の皆さんからいただいた消費税やタバコ税やらね、所得税やら、住民税やら、色んな税金、日本国民の日本国中の税金が、高取町のここに使われてるんですよ。これは分かりますよね。だから、お金としてね、責任は、この中川町長のこの誤った判断で、この国民の税金が使われたんだから、もう、中川町長が責任取るべきじゃないですか。お金で責任取るべきじゃないですか。それで、中川町長自身がやねお金の責任を取ることを拒んでるんやから、今のところ。なんか寄付するとか言うてるじゃないですか。

○3番（谷本吉巳君） まあ、その退職金相当額の返納については、まあ、拒んでおられるか分かりますけど、報酬のね、削減とかについては、まあ、あの、表明もされておりますので、全く処分されないというのは、私は、私はですよ。処分されないということはないと思いますが。

○委員長（新澤良文君） 先ほども、森下議員に言いましたけどね、これ、他のね、47都道府県926町村で、どこでもあったことないような事案なんですよ。だからね、その軽い思いやっていうことは、判断はね、つかないと、ただ1つ言えるのは、2375万4238円というね、国民の血税が使われたということなんですよ。中川町長はいらんことしやんかったら、ちゃんとしとったら、こんな税金は使わずに良かったわけなんですよ、国からね。だから、損害賠償責任っていう言葉も僕は全然大丈夫だと思うんですけどね。だから、その金額に見合うぐらいの金額は、払わなきゃいけないでしょっていうのが第3者の弁護士の先生の提言なんですよ。これについてどう思われますか。

谷本委員。

○3番（谷本吉巳君） まあ、弁護士、山下、まあ、弁護士の提言なんですけど、あの、それをね、そしたら、私は、まあ、調査報告書には、極めて責任は重いと書くべきやと思うんですけど、その損害賠償相当額を賠償しなければいけないという、委員長はそこまで書く必要があるということですよ。

○委員長（新澤良文君） 僕はもう条例作ってね、この人まだグズグズ言うてるんですよ。まだ、ほんで、町長辞めてから寄付、寄付するって、雑談の中でということやったけども。寄付なんかもらったら、本当に表彰状渡さんなあかんのですよ。これ、損害賠償責任ですよ。懲罰ですよ。この人の責任で、国民の血税、使われたから、これは現職の間に払ってもらわないという懲罰ですよ。懲罰を科すものに、懲罰対象になってるものにやね、先ほども言うてたじゃないですか。政治的責任って言うてんのに、お金で責任取らせたらいいじゃないかみたいな話もしとったじゃな

いですか。議事録起こそか。そうでしょ。それをやね、彼は、彼は言うたらあれは、町長は引退してから、寄付で、そんな感覚ですよ。だから、僕は条例を作ってね、お支払いいただくと、それが国民に、迷惑かけた国民に対して、もう町民じゃないです。町民には、多くの迷惑かけたけども、このお金に対しては、国民ですよ。国民に迷惑をかけた損害に対して、戻していただくと、それをやね、例えば、高取町の、まあ、税収という形で入って、またこれが高取町のまちづくりで、いらんことで、まちづくりでいらんことで使う、使わなくて、まちづくりでお金が、生きた金を使ったらやね、これ、また、国からいらんお金もらわんかっても良くなるしっていう部分はある一定あるかもしれないじゃないですかね。所帯というのはね、国の所帯も、県の所帯も、町の所帯もやね、一緒なんですよね。大きな所帯があつてね、その中に県の所帯、町の所帯、また、自治会の所帯ってあるわけなんやけどね、だから、あの我々国民はね、無駄遣いをしないね、税金はね、あの、血税、納税者の血税ですんでねということで、我々議会議員は特に、この、審議していく上でね、昨日もしょうもない予算の話もありましたけども、そういったところはきちんとチェックして、チェックしていかなければいけないということもございますよね。だから、この損害を国民に与えたということに対するね、損害を中川町長には、現職の間にお支払いをいただくと、その金額が、まあ、私は1974万2900円満額やと思ってるんですけどね、まあ、あとの方たちは、また金額は退職金相当やとか、色んな意見が出てるんですけどね、これをね、あの、ご本人に任せると言うても、ご本人は払う意思ないんですよ。そうでしょ。だから、もう、町、あの、議会で条例作るしかないじゃないですか。どうですか。

○3番（谷本吉巳君） 先ほどからもう何回も申し上げてるんですけども、損害賠償をしていただくというよりも、処分ですよ、処分。これだから、町長は最高責任者として、自らを処分すべきであるということで、具体的に、20パーセントなのか、30パーセントや50パーセントとかは、それは、もう町長がご判断していただければいいと私もそういうことでございますんで、はい。

○委員長（新澤良文君） 下がってください、もう。話しとっても無駄や。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） 1回休憩いれてもらってもいいですか。

○委員長（新澤良文君） 休憩いれよか、ほなら。30分まで休憩。

午後 2時22分 休憩

午後 2時35分 再開

○委員長（新澤良文君） 再開いたします。2番、西川委員。

○2番（西川侑壱君） 失礼いたします。私の個人の考えとして、お伝えさせていただければなというふうに思います。今、あの山下弁護士からの報告書では、中川町長の退職金、給与及び期末手当のカット額は1974万2900円となるというふうにあるんですが、このうち退職金の寄付という形に1580万円ですかねするってなっても、今のところ、まあ、町長は渋っておられるということは聞き及んでいるところではあるんですが、であれば、私自身は今の状況での給与のカットというのをどういうふうにしていくかっていうふうに考えなければいけないのかなというふうに、まず思います。で、山下弁護士の作られた報告書最終ページ、25ページの2、本提言書の提言の実現に向けてというところの2段落目、すでに述べた通りというところの以降ですが、中川町長が上記カットにかかる条例案を町議会に提出しない場合は、まずは町長が自ら、自身の給与カットを町議会に提出するというところを経た上で、議員提案により条例案を提出すると、そのカット額に納得がいかない議員の間で、議会のほうで納得がいかないのであれば、議会から条例案という形で提示するべきであると私自身は思います。で、1974万のうち退職金っていうことが、なかなか中川町長自身渋っておられるのであれば、これに関してはもう法律で なかなかこういただくということは難しいところにはなると思うので、残りのまあ、1年何ヶ月かだとは思いますが、町長の任期の間の給与カットというところを条例を制定してでも、できる限り多くの額っていうところで、回収していくっていうところが僕は妥当だというふうに考えます。

○委員長（新澤良文君） はい、僕も同じ考えですよ。あの、ただ、その金額の部分につきましてはね、まあ、2375万4238円のうちの83パーセントの1974万2900円っていう金額をね、あの、これ退職金っていうのは、もう午前中からも何回も申し上げておるとおり、カットということはできません。これは、もう、私も総合事務組合の副管理者として、そんなことはできません、存じ上げてます。だから、退職金相当額ということになってこようと思います。だから、退職金相当額、加えて責任の重みからすると、給与のカットあるいは期末手当のカット等々含めて、それ相応の金額を毎月あるいは期末手当の時期にお支払いいただくということでございます。先ほど、ほんで森下議員の時、話した時でもございましたけども、中川町長自身がね、本当にそういった町長の任期を終え、町長をお辞めになったあとに、高取町に対して寄付をするというお気持ちがあるのであれば、今この議会から提案させてもらってることを飲んでいただいてね、あとは、退職金は堂々と受け

取ったらいいと思うんですよ。だからね、そこら辺が矛盾してるのかなと。だから、その自分の体裁を考えておられるとしか僕は取れないんですよ。だから、お金がね、任期中に取られ、任期中にお支払いするものなのか、支払って、支払っていただくものなんかあるいは任期中を終えてから、あったら払います、払いますよというのは雑談の中であつたということなんですけども。任期中にお支払いいただいてやね、それで退職金はもう堂々と受け取られてしたらいいんじゃないですかということ僕を僕は申し上げてるのであって、任期中にいただかないと、これは罰則、罰則というか、その懲罰規定というのか、懲罰規定というか、損害賠償には当たらないという部分でね、あの、任期中にもらわないと意味がないということで申し上げます。それで、まあ、あの、金額的に皆さん、まあ、谷本議員は金額についても、あやふやなことをおっしゃってまして、その、まあ、全て町長にお任せ、松本議員も全てお任せということだったんですけども、あとの3名の方は、1580万円相当は払うべきだであるんじゃないかという意見は賜っております。だから、これをね、受けてね、毎月のカットの仕方っていうのは、まだ換算の仕方も、まあ、こちらのほうでやりますけども、例えば、1974万2000円じゃなしに、まあ、退職金相当額ということであれば、1580万円か、この金額をね、町長の残りの任期の期間中に、期末手当も含めて割らせていただいて、それでお支払いいただくというのが筋じゃないかなと思うんですけどもね、これはどう思われますか。

西川委員。

○2番(西川侑壱君) 町長の年間の報酬およそ1000万として、そのうち、まあ、もちろん町長も生活がありますので、一体何パーセントまでカットできるのか、ここは、あの、法律家の先生に聞かないと、弁護士の先生に聞かないとわからんのです、わからないんですが、例えばですけども、条例で可決できるところが60パーセント、6割カットというところになるのであれば、もうその最大限のところまで条例制定した中で、まあ、1000万の6割カット1年間っていうことになると、600万っていうことになると思うんですが、差し引きの1300万に関してっていうのは、退職金の中からいただくことっていうのは、法律的にできないのであれば、そこは町長自身、残りの1300万っていうのをどういうふうにするのかっていうので、ご判断いただくというところが僕の考えであります。

○委員長(新澤良文君) はい、あの、一つ例にあげますとね、ちょっと僕、あの、ちょっとまだ調べてなかったら、これ、申し訳ないんで、また後ほど調べさせていただきますけども、例えば、我々議会議員の報酬っていうのはね、給料ではないん

です。だから、その、例えば、誰かが、誰かの保証人になったということで、例えば、例にあげますと300万ほどの保証人になったということで、支払い義務が生じた場合、これ我々の給料というのは、報酬なんで、100パーセント押さえられます。これは、普通のね、一般人の会社員とかであるならばね、これは生活のする分は置いてあげないといけないっていうような法律はございますけども、我々は報酬、賞与ということですので、報酬ということがございますので、100パーセント抑えられるということは申し上げておきます。まあ、その分で町長はどうかということは、これはすぐ調べれますので、また調べて、ご報告させていただきます。なので、町長、まあ、県にいてはって、今日明日生活するのに困るような状況じゃないと思いますので、僕は100パーセント押さえられるのであれば、100パーセント押さえてもいいんじゃないかと思っております。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） 今、伝えさせていただいたんですけども、まずは、町長自身が自分の身を律するっていうところで、何パーセントカットっていうような条例を出してくるのかっていうところをまず見るべきかなと個人的には思っています。その中で、まあ、議会の中で話し合って、その分やったら足りないってなった時は、条例改正っていうところで、何割カットにするかっていうところは、また話し合って決めていくべきかなというふうには思います。

○委員長（新澤良文君） はい、それがね、町長の今現在の気持ちかね、まあ、当初は、まあ、お金の話でしたらちょっといやらしいんですけども、200万程度ということでございました。あの、こんなもんじゃとてもじゃないけどもね、足りないということで、それでちょっと森下委員には、まあ、町長とね、あの、近しい言った言葉悪いけども、町長と話できる立場の人ですんでね、議会運営委員長というお立場もあるということで、骨を折っていただいたという経緯は、まあ、西川委員も承知していただいていると思うんですけども、200万という金額でどう思われますか。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） これは、この、町長自身が一番最初に出された金額だと思うんですが、私自身はやはり2375万4238円ですかね。これが、町民さんに迷惑かけた金額ということは僕も思いますので、200万っていう数字では、私は少ないと思っています。

○委員長（新澤良文君） はい。で、それであるならばね、それ相応の金額、まあ、

もう町長はそういう形で、200万という形でおっしゃってるんだから、今のところ、いやいやこれぐらいのっていうお話もね、今まで議会中もそんな話もございませんでしたし、それ以降、議会の思いというのはね、お伝えさせてもらって、また、第3者の山下弁護士からの提言書のこともお伝えさせてもらってる中でね、まだそうやって具体的に町長のほうからこれぐらいの責任を取らせて、取らしてくださいというようなこともございませんので、もう議会として条例を作って、町長の給料カットっていうことをやっていくべきだと僕は判断しておる次第でございます。その点についてはどう思われますか。

西川委員。

○2番（西川侑彦君） もう一度、例えば、今であれば、6月議会に町長自身が今どのように考えているのかっていうのも含めて、町長に聞いた上で議会が判断していけばいいんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（新澤良文君） 6月まで待つてということになってきたら、また、これ、あの、カットのね、金額、また、あれなんですけども、いや、もう森下委員が言っていて、その辺の変化はってないわけでしょ。だから、その唯一おっしゃってんのが、任期終わって、町長辞めた場合に、任期終わって町長辞めたあとに寄付っていう形で、高取町にやられてしまいませんかっていうようなことをおっしゃるといのは、まあ、先ほど、雑談の中とは言え、ご説明がございましたけどもね。そんな気持ちがあるんであればね、別に、今の段階で、そうやって給与カットというのをね、自らで厳しく、自らを律するということで、条例を挙げてこられればね、議会としても、その金額によりますけども、お受けさせてもらうこともあるんかもしれませんけどもね、まだそうやって自分の体裁を気にされてるのか知らないけども、任期が終わった後の寄付っていうようなことをおっしゃってるようでございますんでね、これはちょっと話にならないなと僕は思ってるんですけどね。まあ、あの、西川委員の意見としては、そういうふうに承りましたけども、あの、町長がそういう意志が感じられないという場合は、議会として、条例を制定するということはこれは、西川委員はどう思われますか。

西川委員。

○2番（西川侑彦君） 僕はその方針でいいと思います。

○委員長（新澤良文君） わかりました。では、お下がりください。

森川副委員長。

○副委員長（森川彰久君） まあ、この件に関しましては、私の前に答弁させた西川

委員とほぼ近い意見を持っております。私も、あの、基本的には、この議会がお願いした山下弁護士 の提言書ですね、これをもとに、あとは、文言の多少の修正、それと優先順位を検討すべきじゃなかろうかなと思います。具体的には、まず、提言書に書かれておるように、中川町長がカットの条例案を提出されない場合は、議会が議会提案を持って、条例を可決することも可能であることを付言するべきであるということは、議会のまとめの中です、退職金相当額が妥当ではないかということは、挿入したそのあとにですね、この文言を付け加えて、で、まあ、今ね、先ほど委員長からのお話もあったように、なかなか町長はその判断されないじゃないかと、まあ、それはそれで今の現在の中川町長のご判断であると受け止めざるを得ないと思います。で、この議会のまとめ案出して、出させていただいて、これを中川町長が見られて、そのあとに、中川町長がまたどうのご判断をされるのか、全く同じ判断なのか、また、ちょっとお考えが変わるのか、そういうの見定めた上で、議会としてまた判断すればいいんじゃないかなと、斯様に思います。

○委員長（新澤良文君） 調査報告書をまずは作り、その中の中に、町長には責任はこれだけの責任はありますよということを入れながら、まずは、町長にこれだけの責任が、金額の責任を賠償しなさいという明文を入れながら、それで調査報告書の結果を受け止めて、町長はお支払いいただけないようであれば、条例を作るということによろしございませうか。

森川委員長。

○副委員長（森川彰久君） まあ、補足説明ですが、あの、先ほども私、あの、答弁でお話しさせていただいたように、各委員さんは、町民の方々の付託を受けて、選挙によって、この議場におられる方ばかりなので、その報告書を出すことによってですね、町長自らのご判断だけではなしに、付託を受けられた町民の方々のご意見も、各委員さんのほうにも入ると思いますので、それも合わせて、検討の材料とさせていただきますらいかかかと、これが私の考えです。

○委員長（新澤良文君） 金額的にはどうですか。

○副委員長（森川彰久君） 先ほども言いましたように、退職金相当額と言えば、1544ですかいう相当の金額になろうと思います。

○委員長（新澤良文君） 1580万円ぐらいのことですね。わかりました。ここで、お戻りください。ちょっとまとめさせていただきますね。まず、森下議員は、退職金相当額の責任は町長に負わせなきゃいけないということをおっしゃりながら、それは町長が判断するべきで、議会が判断するものではないと。次に、新澤委

員。退職金、新澤委員も退職金相当額ということで、森下委員とは一緒ですけども、まずは町長に判断していただいても、町長が判断できない場合は、議会として条例案もやむなしと。松本委員は、これはもう金額的なこともなしで、町長本人の判断で。野口議員、これも退職金相当額の責任はあるとはお認めになっておられますけども、これも森下議員同様に、町長が判断する問題であって、議会としては、条例案も作るということは、いや、反対だということでよろしございますか。谷本議員、これはもう町長に全てお任せして、議会としては、何の口出しもする、しないということでこれよろしございますか。金額もそうでよね、1580万円っていうのもおっしゃってないし、条例案のこともおっしゃってない。全て町長にお任せということでしかおっしゃってないんですけども、これでいいんですよ。それ西川委員は、調査報告書等々であれしながら、町長には、まあ、一応これぐらいの責任があって、あるのを促しながら、聞いていただけない場合は、新澤議員同様に、議会としては条例案を作ると、これよろしございますか。森川委員もそういうことでよろしございますか。まあ、私もそういう意見でございます。私の場合はちょっと皆さんと違うところは、もうすでに町長は、そういう支払う意思はないというふうに判断しております。申しますのは、辞めてから寄付っていうことをおっしゃったんで、1580万っていうお金を、になるもんなんかいくらになるもんなんか、辞めてから寄付するっていう意思があるんであればね、現職の間に給料からカットというのをね、ご自身で示されたらいいじゃないかと僕は思うんですけどもね、お金を先にもらうか、あとでもらうかだけの話で、それで堂々と退職金は受け取られて、先にカットされた分のね、補填にもなりますし、それはもう責任は自分で取られたらいいと思うんでね、そうされたらいいと思いますけどもそこまでの腹はくくれないし、そこまでの責任も感じておられないというのが、そういう寄付っていうね、感謝状出さなあかんようになってしまうんやけども、寄付っていうようなバカな発言になってくると思うんですけどね。だから、僕はもう一刻も早く条例案を作って、町長から相応のお金を、僕は山下弁護士が換算した1900いくらかのお金なんですけども、条例を作って、町長からお支払いいただくというのは僕の考えでございます。では、次に、東副町長の政治的責任について、委員の皆さんに見解をお伺いいたします。まず、順番から行くと、新澤委員。

- 8番（新澤明美君） 起案が上がってきた、きているのを途中で止めてきたわけですし、その問題はとともあると思います。あの、町長以下、管理職、管理職、管理職ではないですけども、トップ以下をまとめる最高の責任者として、大きな責

任があったと思います。実際、保健師から異議申し立てがあったのに対して、やはり聞く耳を持って、再度本来のあり方について、調べ、勉強し直し、本来のやり方に戻させていく道をたどることができなかったというそこら辺の部分の責任は、大きかったのではないかと考えております。はい。

○委員長（新澤良文君） はい、あの、責任があると、政治的責任はあると、じゃあ、具体的に政治的責任をどのように議会としたら取らせたらいいと思いますか。

○8番（新澤明美君） 政治的責任と言いましても、先ほど、まあ、町長と同じで、まあ、責任ある立場として、まあ、実際の、今回の問題がどこにあったのか、自らもその説明責任を果たす、ていかなければならないと、職員に対しても、住民に対しても、特にその辺は必要ではないかと考えております。

○委員長（新澤良文君） ちょっとすいません。まだ、新澤さん。まあ、あの、新澤さんがおっしゃる、その政治的責任っていうのを説明責任で果たすと、果たしなさいということだったと思うんですけども、まあ、あの、副町長もね、責任のある立場の方ですんで、これ不信任を、辞職勧告等々をやらうと思えばできるんですけども、そういうことはお考えですか。

○8番（新澤明美君） そういうことは、考えてません。あの、特に私ここで申し上げたいのは、副町長は、職員に対して、今回の問題が起きた、今回の問題について何が問題であったのか、どうして行ったらいいのかということについて、自らが職員に対して、きちんと語るべきであると言っておきたいと考えてます。

○委員長（新澤良文君） わかりました。どうぞ。次、森下委員。

○7番（森下 明君） 副町長の政治責任ということについてでございますが、もう政治責任ということについては、全てもう自分自身で自分を律する、自分自身で考えて表明するものであるというふうに考えておりますし、特に、副町長の場合は、選挙で選ばれたわけでも何でもありません。町長から任命された役職ということでございますので、不信任であったりあるいは辞職勧告であったりということは、これ、まあ、議会からというものもそぐわないというふうに思っております。ただし、これ政治責任だけを今問われているということでしたら、そのお答えに留めたいと思います。

○委員長（新澤良文君） じゃあ、政治責任以外でね、あの、この副町長は、今回の事案についての責任の取らし方、責任問題についてはどのようにお考えですか。

森下委員。

○7番（森下 明君） はい、これ、あの、今回のワクチン接種事案については、こ

れ町長ともう同程度の重い責任を持っておるといふふうに思います。この結果において、町長も副町長も同じでございますが、その判断の材料になったりということについて、この副町長の責任も重い3000数十名の方に与えた、もう身体的、肉体的、精神的、そういうことに対する責任についても、これは、もう町長に科したのと同じように、私は、副町長にも科すべきであるといふふうに思います。で、あくまでも、これ自身についても、副町長自身が、自分自身で判断して律すべきといふふうに考えます。

○委員長（新澤良文君） ちょっと分かりづらかったんですけども、その、まあ、責任は、政治的責任はあると、政治的責任というのは、まあ、町長の、が任命者であるんで、町長が任命者ということで、議会として、この副町長に対する、辞職勧告ないし不信任等々はそぐわないと、一方で、その、この責任、政治的責任についてはあるというお考えで、の中でね、ご自身でご判断をされるというのが政治的責任ということでございますけど、もう一方で、その、この問題について、どのような責任をの取り方をされるのかということに関しても、はい。

○7番（森下 明君） あの、政治的責任といふふうにおっしゃっておりますが、僕は副町長としての責任と、あの、先ほど、町長もありましたけど、町長としての責任、今回も副町長としての本事案に対する責任ということについて、自分自身はどういうふうに感じておられるのか、私、あの、また個人の見解になりますが、本当に副町長についても、この事案が起きたという中で、調査委員会ずっと続けていく中で、この副町長の責任も大きくこの問題には関わっておると、責任があるなといふふうに感じておりますので、町長と同じように、それこそ大きな、その町民に与えた、そういうことに対する責任については、自分自身で、私も、私は大きな金額について、自分自身で、その責任を示すべきであろうといふふうに思います。それは金額は控えます。以上です。

○委員長（新澤良文君） 副町長にも、まあ、政治的責任というのは、まあ、言葉はちょっとあれなのかもしれませんが、まあまあ、僕は政治的責任だと思うんですけど、まあまあ、それは違うとしても、副町長としての責任を、はあると、そんな中で、まあ、副町長については、町長同様に、今回の事案、事件において大きな責任があると、なので、金額は申し上げないが、それ相応の金額を副町長としても、ご自身で損害を与えた分に関してお示しいただいた、あの、お支払いいただきたいということによろしございますか。

○7番（森下 明君） 結構です。

○委員長（新澤良文君） 次に、野口議員。

○5番（野口勝也君） はい、私が思う、あの、副町長の政治的責任なんですけども、確かに、あの、副町長、あの、保健師との確執があったとか、あるんじゃないか、あったんじゃないかとか、これはもう確かな、あの、話ではないかもわかりませんが、推測の話かもわかりませんが、そういったこともあったという、あったんじゃないかとかいうようなことも、委員会の中では出ておりました。また、あの、町長のサポート役としても、また、職員とのパイプ役としても、十分な役割は果たせていなかったんじゃないかなと、私自身は考えます。そういった中で、政治的責任というか、というのは、副町長自身にも、かなり重い責任があると私は考えます。ただ、あの、町長の時の発言と同じように、不信任であったり、辞職勧告であるとか、そういったことはする必要はないんじゃないかと、副町長自身が自分で判断して、何らかの形で責任を取られればいいんじゃないかなと私は考えます。以上です。

○委員長（新澤良文君） はい、副町長については、政治的責任としては、まあ、それなりに、それなりというか、大きな責任があると。だけど、その責任においても、ご自身がお考えになることでということよろしございませうか。

○5番（野口勝也君） はい。

○委員長（新澤良文君） はい、では、次。

松本委員。

○4番（松本圭司君） 東副町長の政治責任ということで言われてます。あの、私も町長と同じぐらい副町長の責任、まあ、政治責任と私言いませんけども、責任は重大であると考えてます。で、答弁にもありましたけども、私は事務方のトップですというような言い方をされました。それなら、なぜ町幹部にきちっと手順等のチェック、そういうことをやってなかったんかと、一番確信となる副町長だと考えます。で、先ほどもありましたけども、副町長については、自ら説明責任を果たしてもらって、どういう責任を取るんかというのは、自分で決めていただく。それと判断についても、町長がどういうふうな副町長の処遇にするかも町長の判断にお任せしたいというふうに考えます。

○委員長（新澤良文君） はい、あの、副町長の判断を町長にお任せするということがございませうが、まあまあ、これはね、町長と同様の罪は重いということでございませう、というご意見でございませうんで、町長にどのようにお任せして、町長がね、罰せられる側の町長が、副町長にどのように処分をとということ、これまたイメージ

が湧かないんですけども、あの、まあ、いずれにしても、副町長の責任も町長同様に重い、説明責任も果たすと、そして、自ら責任を考えが、いや松本委員は違うな。町長が責任、副町長に対しての責任を、処分を考えて、町長にお任せしようということ、ということによろしございますか。

○4番（松本圭司君） はい、よろしいです。

○委員長（新澤良文君） はい、谷本委員。

○3番（谷本吉巳君） はい、私はですね、東副町長の責任は非常に重いというふうに考えます。それでですね、まあ、あの、シリンジが1本余りましたという際の会議において、どのような発言はされたか分かりませんが、最後に、松本保健師にこの会議の結果で納得がいったかというような質問をされているということは、松本保健師が納得していない結論になったということは認識されてたと。にも関わらず、明るる日に町長に進言をされているという1つのこの行動、それと松本保健師が、起案をして、榊井課長を通じて、まあ、町長まであげようとした時に、榊井課長にとどめ置いたということは、非常に責任が重いという私は判断をしております。まあ、あの、極めて、まあ、責任は重いというふうに考えますが、まあ、これも町長同様、町長の処分を判断して、副町長自身がですね、町長もしくは町長に準ずる処分を自ら下すべきであるというふうに考えます。以上です。

○委員長（新澤良文君） ちょっと、町長に、の判断は町長に準ずる、判断を自ら科せるとするのは、具体的にどういうことですか。

○3番（谷本吉巳君） 例えばですよ。町長が、報酬を20パーセント、30パーセントカットして、1年とかいう、例えば、町長自分で下された場合は、同様に、20パーセント1年とか、そういう例えば、15パーセント1年とか、そういう町長の自らの処分に準じた、まあ、処分相当ですね。自分で自ら考えて処分をすべきだというふうに思います。

○委員長（新澤良文君） あの、谷本委員は、その、例えばという表現はされましたけども、その20パーセント、15パーセント、20パーセントか、それぐらいのことを町長の責任の取らし方っていうのは、そういうことでいいんですか。

○3番（谷本吉巳君） あくまでも、例えばなんで、それは、もう、町長が自ら判断されるべき、副町長が自ら判断されるべきということです。

○委員長（新澤良文君） 自ら判断することあったら、これやってる意味があるのかな。何でもかんでもお任せで、あの、まあ、罪は認めるでしょ。もう午前中も、谷本さんとのやり取りの中で一番時間食っとんやけどもやね。

○3番（谷本吉巳君） 罪という表現がね、どうなのかという責任は重いけど、その罪と委員長おっしゃるんだけど、具体的に罪ということは、どういう罪を想定されています。

○委員長（新澤良文君） はい、刑事事件です。はい、あの住民、これから住民監査請求、住民団体がこの町長、副町長あるいは高取町議会に対しても、刑事告発、民事訴訟を起こすと聞いております。はい、だから罪というのは、刑事罰です、はい。  
谷本委員。

○3番（谷本吉巳君） ということは、刑法に違反している行為があったということですよ。

○委員長（新澤良文君） それは、裁判所が、裁判所やね、検察庁が判断する問題であって、住民団体はそういうふうに刑事告発するとお聞きしております。  
谷本委員。

○3番（谷本吉巳君） あの、例えば、偽証罪でのね、刑事訴追ということではないんですよ。その住民がどのような刑法違反ということで、刑事告発されるかちょっと私はわからないんですけども。

○委員長（新澤良文君） それ、あの、そこまで気になりますか。それはもう訴えられてから考えたらいいじゃないですか。そうでしょ。その偽証罪うんぬんというのはね、あの、まあ、本来はね、この高取町議会がしなきゃいけないことで、まあ、後ほど刑事告発についてという事案で出てきますけどもね、まあ、どういった形でね、住民が訴訟を起こされるか、刑事あるいは民事においてというのは、私はある程度聞いておりますけども、ここで谷本委員にお聞かせすることはございません。罪っていうのは、あの、そういうことでございます。罰ということでございますし、あの、まあ、高取町議会がね、あの、に対しても、それなりに、なんかのアクションがあると思いますけども、高取町議会としても、当初からね、この週刊新潮が発売されたあとの全員協議会等々から始まりの、まあ、再冷凍ワクチンは問題はないからあるいはこの再冷凍にあたるかどうかかわからないやらっていうような、もう本当に不毛というか、その無知な議論をしてきたわけでございますけどもね、そんな中で、その、あとで2000人からのね、町民、被害者の町民の方、もしあの時点でね、もっと早くね、手を打っておれば、もっと早く、抗体検査あるいは感染症検査という形に踏み込めたと思うんですけども、当初から、まあ、私が言うたらまた違うと言われるかもしれませんが、町長側に立ったような発言もございました。だから、感染症検査、抗体検査なんかね、1日でも早くしなければいけない状況だ

ったんですけどもね、あの週刊新潮が発売された時というのは、その時でも全員協議会の中で、いやいや動線が悪かった、悪かったから帰った人がある可能性があるやろというような発言もございました。そんなことどうでもいい話で、あの、今何を一番しなきゃいけないかっていうのは、感染症検査と抗体検査しなきゃいけないにも関わらず、行政はその判断をなかなかしなかったというのは、この町議会が、高取町議会がタルいからだと思っております。高取町議会があまりにも調査能力あるいはそういう議会でのね、追求の能力がね、なかったがために、そうやって抗体検査、感染症検査をね、判断を行政にさせるまでに時間がだいぶ経ってしまったと、これはもう本当に町民には申し訳ないなと思ってる次第でございます。だから、私はもう調査能力は、もうこの議会は、調査能力がないものやという判断のもとにね、第三者の目で見ていただければ、見ていただければいけないという判断のもとで、皆様には強引やと言われましたけどもね、強引だとか、パワハラだとか、不信任だとかね、いっぱい6人の方にはいただきましたけどもね、町民の命を守るためにね、僕は甘んじて受けて、受けて立ってるんです。だから、その何でしょうか。あの、山下弁護士の、弁護士費用の件もしかり、一存でということでもございましたけどもね、もう本当にこの高取町議会では、調査能力はない、追及能力もない、まだ町長の側に立ってねってということで、行政の側に立ってるような発言も、まだ、あの当時があったんで、そういうことになったんですけどもね、だから、そんな時のことがあったんで、急に手のひらを返したように、職員やね、あの東副町長の政治責任等々っていうのを、もうちょっと、もうちゃんちゃらおかしいところもあるんですけども、そんな時は庇とこって、一緒になって庇とったやんていうところもあるんやけども、まあまあ、いいですわ。それは、まあ、委員のそれぞれの人の意見なんで、あれなんですけども、じゃあ、ほんなら、その準ずるという部分ね、についてちょっとお伺いしますけども、まあ金額的にはね、20パーや30パーやっていうのは、それはもう金額はもう全部町長にお任せとね、あの信頼してる町長にお任せということですか。

○3番（谷本吉巳君） 信頼してるかどうかは。

○委員長（新澤良文君） 信頼はしてない。

○3番（谷本吉巳君） いや、してないとか、そんな。

○委員長（新澤良文君） どっちなんです。信頼してるのか、してないのか。じゃあ、ほんな、町長にお任せというのは。

○3番（谷本吉巳君） 町長が判断されるということ。

○委員長（新澤良文君） だからね、じゃあこれは何だったんですかって言ってるんですよ。今までこんだけの資料を、膨大な資料を作ってね、町長の責任問題というのにね、どこにどう町長が責任があったんだということをやってきたわけなんですよね。そんな中で、抗体検査、感染症検査に約3000万ほどか、のお金が使われて、2300万円か、2300万というお金が使われてね、その中で、ほとんどがね、町長の責任においてのことだったということが明らかになってる中でね、それで、議会として態度を示さずにね、いや、町長に任せときますというのが、僕ちょっと理解できなくて、あの、どういう神経されてるのかなって、谷本委員のこと思ってるんですけどね。お任せというのはどういうことなんですか。

谷本委員。

○3番（谷本吉巳君） 今、委員長、お任せとおっしゃるんですけど、何回も申し上げてますように、調査報告書にね、町長の責任の重さをですね、記述すべきであって、あと処分に、自らの処分を自ら科すべきであると、もう何回も申し上げてますので、もうそれ以上申し上げませんが、お任せという表現が適当かどうか別にして、町長ご自身の判断に私は委ねるべきであるということでございます。

○委員長（新澤良文君） それをね、あの、表現をね、変えとお任せってなるんですよ。町長に任せる、町長の判断にお任せしますっていうことでしょ。だから、その町長の判断にお任せする判断を、に準じた判断を副町長にお任せってことでしょ。お任せはお任せでいいですね。いいですね。お座りください。

西川委員。

○2番（西川侑孝君） はい、失礼します。副町長の責任というところなんですけども、私自身こう一連の、あの、この事案っていうのを見させていただいて、まあ、今まで委員の方からも何度か出ているように、あの、伺い書を途中で止めてしまったっていうことが、副町長と、まあ、あと2人職員はいてると思うんですけども、における責任は非常に重いというふうに考えています。それに関して、まあ、処分をどうするかというところなんですけど、それこそ地方自治法であったり、地方自治法、地方公務員法であったりだとか、あと、まあ、高取町の服務規定とか、庶務規定とかそういうところに、まあ、どういうふうに罰則規定が設けられてるかっていうところ、僕自身もちょっと調べられてなくて申し訳ないんですけども、まあ、そのあたりで引っかかってきて、こう条例があるのであれば、僕その通り処分すべきかなというふうに考えます。

○委員長（新澤良文君） はい、あの、まあ、職務規定や条例やってことなんですけど

ども、あの、僕今問いたいのはね、今回の一連のこの事件についてね、この東副町長、まずはじめ東副町長っていうのは、山下弁護士の中で出てこなかったんですよ。まあ、法的には東副町長には、それなりの判断は求められないっていうのが、まあ、弁護士の先生のね、法的な立場で検証された中でのことだったんですけどね。議員の皆さんと全員協議会の中でね、まあ、これをもとに議論させていただいている中で、今までの委員会の議事録を、中からね、調査していった中で、東副町長にも責任が重いというご意見がございましたんで、調査報告書の中で東副町長の責任問題について調査報告書でまとめなきゃいけないなということで、今1人ずつご意見を賜ってるわけなんですけども、だから、その具体的にね、責任問題について、責任の取るときその取らし方っていうのは、ちょっと、僕のちょっと、まあ、言い方が悪かったのかもしれないですけども、まあ、不信任やあるいは辞職勧告やというのは横に置いておいて、その、あの、じゃあね、責任、どれぐらいの責任の重みというか、政治責任があったんやということに関してね、まあ、あの、西川委員なりあのね、お考えがあれば、ちょっとお聞かせいただきたいなと。

西川委員。

- 2番（西川侑壱君） 先ほどお伝えしたとおり、植山保健師でしたっけ、上がってきた伺い書、伺い書じゃないな、伺い書を、7月12日ですかね。あの榊井課長から、まあ、芦高課長、東副町長っていうところに持って来られた伺い書っていうところを、そこで町長まで上げずに止めてしまったっていうような責任は、僕は非常に重たいと思っています。
- 委員長（新澤良文君） はい、じゃあ、その伺い書を上げなかったという事案について責任が重いということでよろしいですか。ほか何かございますか。
- 2番（西川侑壱君） はい、先ほども申したとおり、それが職務規定であったりだとか、服務規程、あと、まあ、地方公務員法っていうところのどこかに抵触してしまうのであれば、その法律ないし、規則に従って、罰則っていうのを受けていただくことになるかというふうに個人的には考えます。合わせて、町長の時にもお伝えしたんですけども、政治責任どういうふうにするかっていうところですが、高取町の中で、どういうふうに再発防止に努めていくかというところを具体的にさせていただいて、それを住民の方にご説明いただく、町長とともにご説明いただく、これが政治責任の取り方かなというふうに考えます。
- 委員長（新澤良文君） あの、特別職でもございますし、この服務規定や職務規定に当てはまるのかどうかなんか、その伺い書をあげなかったっていう事案につい

てね、結局、伺い書の内容というのは町長にお伝えしているわけなんで、まあ、決裁は取らなかったとはいえね、だから、その伺い書、その部分に対して、職務規定や服務規定に照らし合わせて、責任を取らせるかどうかというに関しましては、ちょっと難しいところがあると思いますけどもね。まあ、ご意見はご意見として、伺っておきましょう。はい、じゃあ、森川副委員長。

森川副委員長。

○副委員長（森川彰久君） この件も私は山下弁護士の提言書を採用したいと思います。まあ、あの、東副町長も中川町長と同様に、当該職員の指揮監督する立場にある特別職の地方公務員として、一定の政治責任を負うことは避けられない。ここで、ちょっと、あの、修正というか、付け加えるとすれば、この、その責任言う中においてですね、監督という言葉で済まされていますが、まあ、東副町長の適時な判断がその場においてなされておったとすれば、未然にこの事件、事故を防げたということを重ねて受ける受け止めるべきであるとそういうふうに考えます。

○委員長（新澤良文君） はい、まあ、山下先生のね、調査報告書の中でもございますけど、この監督責任、まあ、副委員長がおっしゃるとおりで、具体的な責任までは問われていないということなんですけども、まあ、百条委員会をやっている中で、宣誓の上、証言を聴取してる中で、まあ、色んな職員の聴取あるいはご自身のお話の中で、まあ、明らかになってきたこともございますんで、そんな中、そんな話の中を、中身をね、検証していくとね、まあ、監督責任だけで済まされる問題じゃないなということがございますよね。で、具体的に、あの、まあ、副町長の場合は、議会から、まあ、責任をどのように取らせるかということは、ちょっと、まあ、僕もちょっとまあ憚られる部分もあったんですけども、出来やんこともないよということで、提案をさせてもらったわけなんですけどもね。まあ、これについては、責任の取り方あるいは責任の取らせ方というかね、については、町長にお任せするということですか。ご自身の判断ということですか。

森川副委員長。

○副委員長（森川彰久君） まあ、あの、その件も、先ほどの中川町長の責任の取り方と賠償についての意見とほぼ変わらないんですが、まあ、調査報告書にですね、私が今述べましたように副町長の責任も重いと、また、あの、ごめんなさい、東副町長と私言いましたかね、東副町長の判断によっては事件、事故が未然に防いげ、防止できたことも十分考えられるということをも明記した上で、まあ、私個人的には、あの、金額的な明記ではできないとしても、その中川町長の負担、退職金相当額を

ですね、まあ、願わくはお2人で話し合われて、多く負担されるというのも一向に値するのではなかろうかなと思います。

○委員長（新澤良文君） はい、あの、まあ、損害賠償という言葉が適正かどうかわからないけど、損害金のね、賠償ということで、損害賠償なるんか、あの、まあ、国庫からはいただいたとはいえ、この東副町長についても、高取町には損害、町の財政には損害を与えてないにしても、国民の尊い税金、血税をね、東副町長の判断に誤りがなければ、使わずにも済んだという部分において、金銭的な責任も感じるというそういうお考えでよろしございますか。

○副委員長（森川彰久君） そのとおりです。だから、中川町長とお2人で相談されるのも1つの考えだということを提案しております。

○委員長（新澤良文君） 僕は、あの、その、ご自身たちで考えられるというよりはね、そこは、ご自身たちでは考えられないかなと、そこは、もう、議会のほうでね、調査報告書で、中で、まあ、100、100を2300万とするならばね、あの、それ相応に、今後も出てきますけども、職員も出てきますけど、まあ、職員の場合は、なかなか職務規定の中で、我々がこんだけ賠償しようというのは、なかなか難しい問題もあろうことかと思えますけども、まあ、責任の所在の何パーセントという部分ではあると思えますんでね、やっていけるやんこともないと思うんですけども、金額に表せなくても、何パーセントの責任という部分についてはね、できるかもしれないんですけども、議会として2300万が100でやるならばね、何パーセントの、まあ、83パーセントの責任が町長にあったと、仮にした場合ね、いやいや、その中で、もう東副町長は何パーセントの責任はありますよというふうにやっていったほうが、金額にあれしていったほうが、調査報告書にまとめていったほうが分かりやすいかなと思うんですけども、これはどう思いますか。

○副委員長（森川彰久君） まあ、その点も、あの、先ほど中川町長の時にお話しさせていただいたと同様に、まあ、あの、優先順位としてですね、まずは、調査報告書をそういう形で、責任があるということを明記の上でまとめさせていただいてですね、町民の、住民の方々ですね、ご意見も踏まえながら、議員の皆さん、条例案をですね、提案、上程するのか。で、また、その上程の中でどういう金額を明記するのか、そういうのも踏まえてですね、皆さんで判断、決議すべき問題だと思います。

○委員長（新澤良文君） はい、ありがとうございました。まず、あの、整理しておきます。1番中川町長の政治責任から3番東副町長の政治責任まで、委員の皆さん

のご意見を賜ったわけなんですけども、まずは、あの、私、午前中から申し上げたとおりね、やはり、その、このほかの事案とは違って、このワクチンというのは本当に町民の皆さんが、コロナから、自らあるいはご家族のね、生命あるいは健康を守るために、リスクを考えながらね、命がけでワクチン接種をされたという、これはもう大きな問題で、あの、ほかの不祥事とは違うということ、もう一度委員の皆様には重く受け止めていただきたいと思います。その上で、また、今後のこの百条委員会あるいは全員協議会等々で、この調査報告書をまとめていきたいと思いたいで、まずは、その、ほかの不祥事とは重みが違うんだということを受けて、受け止めていただきながら、また色んなご意見を賜りたいと思いたいます。本日は、この1番から3番までで、今回の百条委員会を閉じさせていただきたいと思いたいます。次は、4番の町幹部職員の責任についてと刑事告発について等々を伺いたいたいと思いたいます。日程の調整につきましては、副委員長とまた議運の委員長と諮らさせていただきながら、皆さんのほうにご通達させていただきたいと思いたいますので、どうぞご理解賜りますようによろしくお願いたいたします。次の、また次の百条委員会については、全協にするものなんか、あるいはもう一度こういった形でやるものなんかということも含めましてね、それも議運の委員長と副委員長と、まあ、副議長とですね。諮らして、協議させていただきながら、お任せいただくということで、日程を通知させていただくということ、お任せいただくということ、よろしいございますか。

(「はい」の声起こる)

○委員長(新澤良文君) では、これを持ちまして、本日の委員会を終了いたします。長時間に渡りましてご苦勞様でございました。お諮りいたします。審査中の事件についての閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

○委員長(新澤良文君) 異議なしと認めます。従って、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。本日予定しておりました日程は全て終了いたしましたので、これを持ちまして、閉会といたします。閉会。

午後 3時44分 閉会